

# 泉大津市第二次財政再建計画（案）

平成14年8月

泉大津市財政再建推進本部

## はじめに

本市は、平成13年11月に危機的な財政状況から脱却を図るため、平成17年度を最終年度とする財政再建計画（案）を策定し鋭意実行することにより、短い期間ではあるが計画を順調に進め、その効果をあげているところである。

この財政再建計画（案）では、平成13年度末の実質収支不足額を、36億5,300万円、また、平成17年度末での実質収支不足額を約115億円と見込み、先ず、財政再建準用団体への転落を避けることを基本として、計画の最終年度である平成17年度において、実質収支不足額を約25億5,300万円の見通しとしている。

これは実質収支不足が多額で、諸般の情勢の下では将来の展望も含めて予想がつき難く、期間を設定してすべての実質収支不足の解消を図ることは困難な状況であることから、当面は単年度収支バランスを保つこととして、その期間を平成17年度までの5年間としているが、実質収支不足の完全な解消とその時期を明確にすることができなかった。

この財政再建計画（案）について、今日まで種々の機会を通じて得た議論や意見等を総括すると、その一つは「何時までに明かりをつけるのか」「この事態を何時まで辛抱するのか」ということであり、実質収支不足を解消する時期を明確にした財政再建が大きな課題となっていた。

この時に、大阪府では市町村の財政状況の改善を図るために、財政健全化資金貸付金と市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用を図る特例措置を講じられることとなった。この大阪府の市町村の財政健全化に係る特例措置は、本市の財政再建において、大きな課題であった実質収支不足の完全な解消に向けた取り組みと明確な目標設定が可能となる。

財政再建に向けて確かな道筋をつけることは、将来を左右する重要な課題に対応できる極めて有効な方策であることから、これを活用し、財政再建計画(案)を一部見直し、第二次財政再建計画（案）を策定する。

## 泉大津市第二次財政再建計画（案）目次

1	財政再建計画（案）の見直しについて	1
2	財政再建計画見直しのフロー	2
3	本市の財政基盤	3
4	財政危機の原因の分析と総括	4
1	社会経済環境の変化	4
2	大規模事業の集中	4
3	多様化する福祉施策などへの対応	5
4	都市規模と施策・事業の展開	5
5	財源の確保と施策事業	5
6	行財政の運営	6
5	大阪府市町村財政健全化に係る特例措置の活用について	15
1	大阪府財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）	15
2	市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用	17
3	大阪府の財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置） と市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用の活用による償還見込み額	18
6	大阪府市町村財政健全化に係る特例措置を活用した財政再建	19
7	財政再建計画（案）と平成13年度普通会計決算見込について	20
1	財政再建計画（案）に掲げた平成13年度縮減計画項目について	20
2	平成13年度普通会計の決算見込みについて	20
8	第二次財政再建計画（案）の策定にかかる対応必要額	24
9	第二次財政再建計画（案）策定にあたっての基本的な視点	25
1	計画の期間・目標について	25
2	市民サービスについて	25
3	特定目的基金の運用について	26
4	公債費の抑制について	26
5	経常収支比率の縮減について	26
6	財政再建と地方分権について	27
7	財政再建と市町村合併について	27
10	財政再建計画のフレーム	28
11	計画の期間	28
12	財政再建の理念	29

13 具体的計画事項	30
具体的計画事項総括表（歳入・縮減見込額）	31
具体的計画事項	32
・新設戎小学校整備事業	33
・市民会館のあり方について	37
・職員人件費の削減について	39
・旅費条例の見直し	43
・事業会計への繰出金の見直し	44
病院事業会計への繰出金の見直し	
下水道事業会計への繰出金の見直し	
・土地開発公社経営健全化計画の見直し	45
・口座振替郵送料の見直し	46
・下水道整備に伴う低効率補助金の見直し	47
・一般家庭ごみ収集委託料の見直し	48
・ごみの減量化とごみ収集の有料化	49
・泉大津市低公害車導入補助金の削減	50
・業務の委託化	51
清掃・衛生業務の委託化	
ポンプ所運転管理業務の委託化	
・民間参画事業の支援のあり方	52
・さつき園のあり方	53
・医療制度改正に伴う乳幼児医療費助成	54
・まちづくり事務所のあり方	55
・高齢者就労事業の見直し	56
・南海中央線北伸事業	57
・幼稚園3歳児保育補助教員の見直し	58
・織編館の見直し	59
・池上曾根弥生学習館の見直し	60
・企業誘致促進に関する条例による財源の確保	61
・普通財産の有効活用と処分	62
・土地開発基金条例の廃止	63
・減免制度の見直し（税減免制度の見直し）	64
・社会教育施設各種講座の有料化	65

・業務の委託化	6 6
道路・水路維持等にかかる業務の委託化	
学校園にかかる業務の委託化	
学校給食業務の委託化	
・市民との協働について	6 7
・各種公共施設（館・公園・みち等）の管理・運営のあり方	6 8
老人集会所のあり方	
南・北公民館の自主運営	
・各種使用料、手数料の見直し	7 0
・保育所のあり方	7 1
・公立幼稚園の統廃合	7 2
・財政再建計画（案）に掲げた次の事項について	7 3
14 今後の財政運営について	7 4
1 財政運営の考え方	7 4
2 計画期間と目標数値	7 4
3 当面の財政運営について	7 5
15 歳入・歳出の見込みについて	7 8
1 歳入	7 8
2 歳出	8 3
16 普通会計収支見通し	8 8
17 収支見通しの算出基礎データ	8 9
1 市税の収納見込額	8 9
2 市税の調定見込額（普通交付税の基礎データ）	9 0
3 地方交付税の推移	9 1
4 公債費（比率）の推移	9 2
5 主な投資的事業の推移	9 3
6 財政指数の推移	9 4
18 第3次総合計画のあり方と財政再建計画との整合性	9 5
19 計画の実現に向けて	9 6

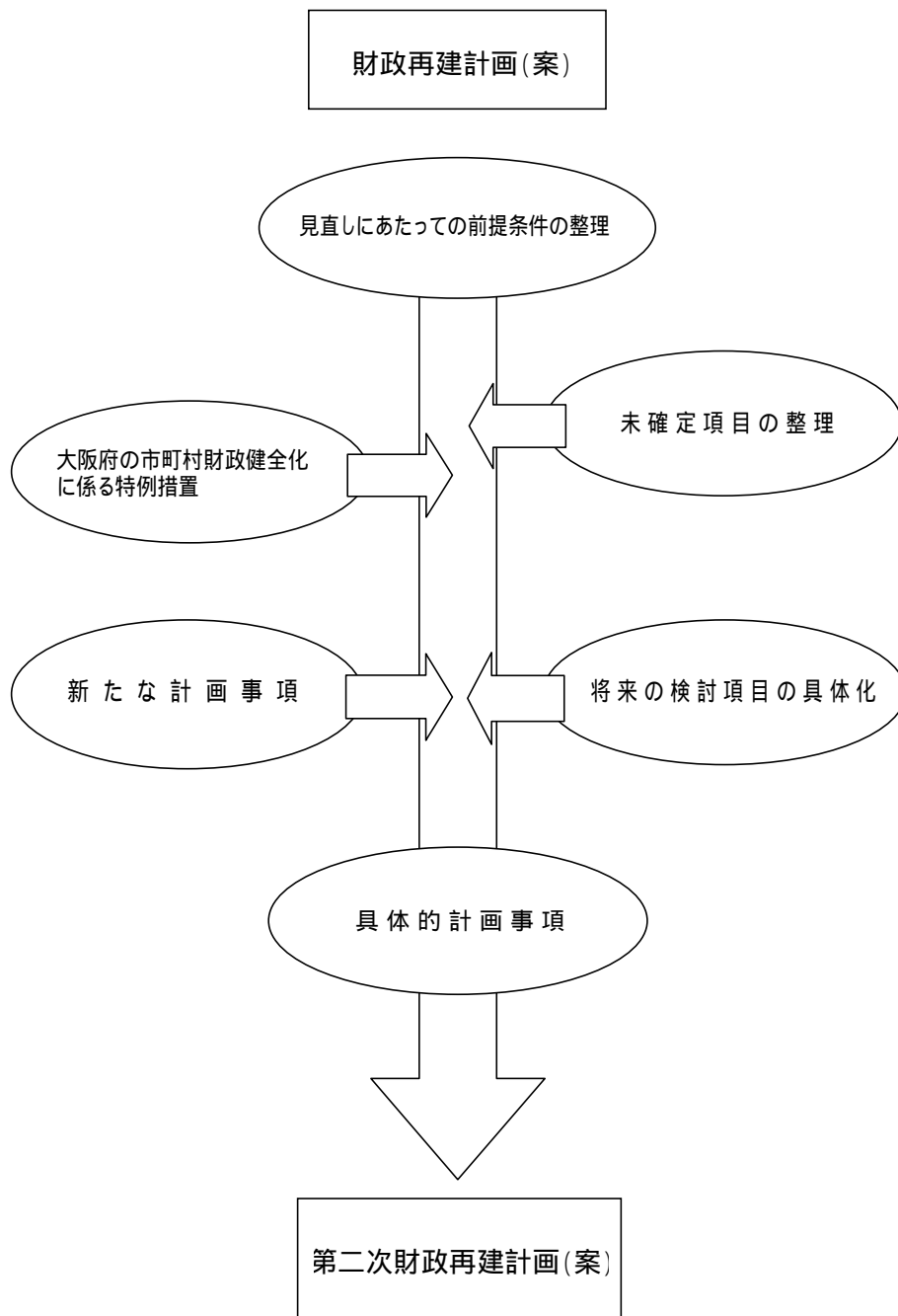
## 1 財政再建計画（案）の見直しについて

財政再建計画（案）は、原則的には見直しを行わないこととし、計画の成熟や充実が図れ、より一層の推進が図れる場合において見直しを行うとしてきた。

大阪府の市町村財政健全化に係る特例措置の活用による財政再建は、実質収支不足の解消とその時期が明確にできるなど、財政再建に向け積極的に対応できるものであり、諸般の情勢が大変厳しいなかで、財政再建は将来を左右する重要な課題であるため、この度の大阪府の特例措置を活用し、確かな道筋をつける第二次財政再建計画（案）の策定を行うものとする。

なお、第二次財政再建計画（案）の策定にあたっては、市議会をはじめ行政改革推進委員会、市民説明会等での議論や意見を勘案するとともに、財政再建計画（案）の不透明、不確実な事項や問題・課題としてきた事項の整理と具体化、そして、新たな視点等によって財政再建計画（案）の一部見直しを行い、策定するものとする。

## 2 財政再建計画見直しのフロー



### 3 本市の財政基盤

都市財政は、昭和 26 年頃に全国的に赤字が表面化し、年々増加の一途をたどり、昭和 29 年度の決算において 4 8 1 都市のうち約 7 5 %にあたる都市が赤字財政となった。

本市においても、昭和 29 年度の決算でジェーン台風の来襲や次々と発生した風水害等の復興費、六三制教育に基づく学校教育施設の整備費、土木事業費、市営住宅建設費、福祉施策に伴う事業費の増嵩により赤字となり、昭和 31 年度から昭和 37 年度において、地方財政再建促進特別措置法による財政再建準用団体の適用を受け、7 ヶ年で財政再建を図っている。

その後、約 10 年が経過した昭和 50 年代からの財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率で、昭和 50 年度に 1 0 5 . 5 %となり、昭和 63 年度から平成 4 年度までの 5 年間を除き、今日まで 9 0 % ~ 1 0 0 %台で推移している。この 5 年間はいわゆるバブル経済の中であって、我が国経済の最大の膨脹時期で国をはじめ地方に至るまで財政状況が好転した時期である。また、昭和 59 年に実質収支不足額が 1 1 億 4 千 7 百万円、実質収支比率 1 5 . 6 %に至っており、財政構造は常に硬直化した状況にある。

一方、財政運営の自律性、安定性を図る尺度となる自主財源と依存財源を見ると、地方交付税、起債、補助金など依存財源の比率が高い状況にあり、財源確保の自主性に課題があった。

さらに、都市形成としては第 2 次総合計画に位置付けているように、地場産業都市となっているが、構造的不況が続いており、また大都市周辺の住宅都市であって、小規模都市として限られた財源のなかにある都市となっている。

このような状況に加え、今日、かつて経験のない不況下において、国・大阪府の戦後最大の財政危機とともに地方財政の危機となる状況があり、本市財政基盤は独自の要因も絡んでいるが、基本的には脆弱であった。

このような財政基盤のうえに、今日、地方分権に伴う行財政運営と依存財源に委ねなければならない財政運営のなかで、その中心である地方交付税のあり方が極めて不透明であるとともに、市町村合併のあり方による地方財政など、新たな課題が生まれており、財政基盤は極めて厳しい状況にある。



## 4 財政危機の原因の分析と総括

先に述べたとおり本市の財政基盤は脆弱であり、とりわけ自主財源に乏しく、依存財源に委ねる財政運営となっている。このような財政基盤のもとに本市の財政状況を振り返ってみると、昭和30年代の財政再建準用団体の適用、昭和50年代当初からの財政の硬直化、昭和60年代当初の財政健全化5カ年計画の対応など、およそ10年単位で財政の悪化をきたしている。こうした経過を踏まえ、過去概ね10年を遡り、施策事業と財政の動向等を中心に原因の分析と総括を行う。

### 1 社会経済環境の変化

平成3年から平成12年の10年間では、バブル経済とその崩壊という急激な膨張と激しい反動という大きな変化を経験している。この直前の経済の膨張期には全国的にも地方財政は順調に推移し、本市においてもそれまでの実質収支不足を解消するとともに、財政調整基金をはじめ、各種の基金の設置と積み立てを行い、極めて順調に推移した時期である。しかし、その後の10年から今日に至るまでは、急激な膨張からの激しい反動、そして長引く低迷のなかで財政運営は厳しい対応が余儀なくされた。

経済の膨張期には、国・地方を通じ大規模事業が活発に展開されるとともに、住民のニーズも多様化し行政サービスの向上として積極的な対応が求められた。

### 2 大規模事業の集中

本市では第1次、第2次総合計画に掲げている都市形成の根幹に係る大規模事業とこれに関連する事業の推進がある。昭和49年策定の第1次総合計画では、既に「泉大津駅東の再開発の強力促進」「道路と鉄道の立体交差化」「下水道の整備」を掲げ、その推進が長い間の都市的課題となっており、昭和62年策定の第2次総合計画では、これらを具体的に位置づけ、同時に新しい時代にふさわしいまちづくりとして、松之浜駅東地区市街地再開発事業の推進、幹線道路の整備と関連する用地購入の増加がある。経済の膨張時に多額の事業費を要する事業が集中するとともに、これに関連する事業も起動している。

また、市民の期待と要望の大きかった地域の基幹病院としての市立病院の全面整備、そして、昭和40年代に鉄筋コンクリート化を進めた学校教育施設及び人口の増加に対応する新設校等の施設が築後約30年の経過に伴う大規模改修への対応等の集中がある。これらの事業は非常に緊急性の高い事業として進めている。

### 3 多様化する福祉施策などへの対応

社会情勢の変化や時代の変化による行政ニーズの多様化への対応として高齢社会の到来による老人福祉計画に基づく、老人保健施設、特別養護老人ホームをはじめとする福祉施設の整備、在宅介護支援センター事業など老人福祉施策の拡充、障害者福祉の拡充、各種個人給付事業の増加などがある。また、待機児童の解消を図る保育所の整備をはじめとする児童福祉の拡充、幼稚園3歳児保育の実施など、多様な行政ニーズとその集中に対応してきた。

### 4 都市規模と施策・事業の展開

本市は大阪府内7番目の市として、小規模都市ながら歴史的にも独自性を発揮し、住民サービスの向上に積極的に対応し都市規模から見ると類似団体と比較して、より以上のサービスの提供を図っている。1小学校区1幼稚園、1保育所をはじめ、老人集会所、公民館など公共施設等を豊富に提供し、また、市民活動への補助・助成等についても積極的に対応している。こうしたことは、都市の歴史と歩みのなかで地域住民と共に築いた貴重なものであるが、その多くは行政が負担することとなり、財政的にはその蓄積が大きな負担となっている。

### 5 財源の確保と施策事業

歳入の確保については、未曾有の景気の低迷が長引くとともに、数次の減税により、自主財源の中心である市税の収入について大きく伸び悩んでいる。また、依存財源の中心である地方交付税も今後、大きく伸びが期待できない状況となっている。伸びる傾向が続いた歳入のもとに施策事業を開始し、展開しているなかで、歳入が伸び悩むことは厳しい財政運営が余儀なくされる。

## 6 行財政の運営

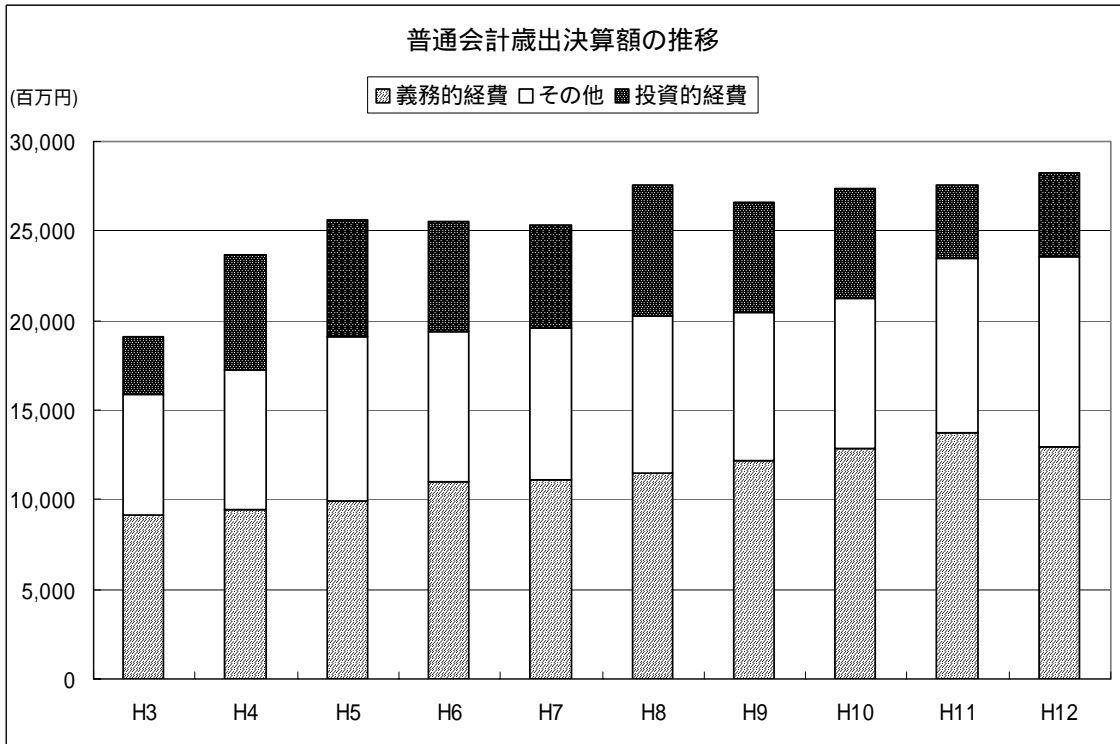
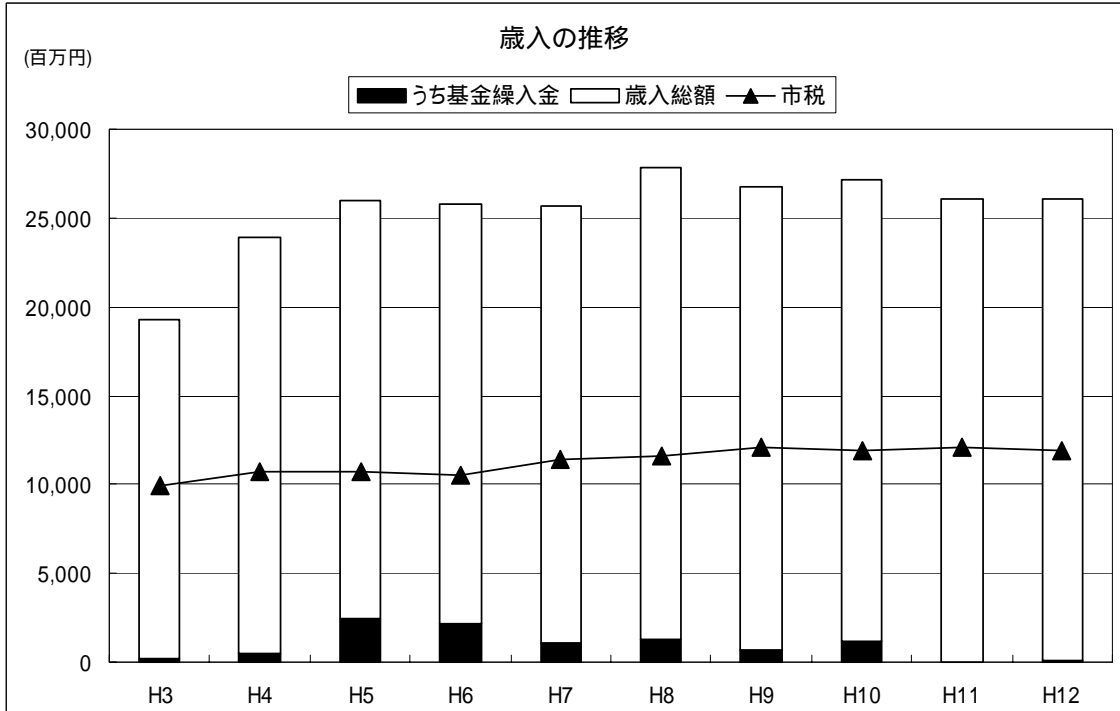
今日の危機的な財政状況は、先に述べたように都市整備、福祉、医療、教育などあらゆる分野での都市的課題の集中と行政として避けて通れない課題への対応、また、市民の要望やニーズに可能な限り対応してきた。こうしたことを背景に、財政調整としての多くの基金の取り崩しがあり、義務的経費や公債費の増嵩、とりわけ公債費の増嵩は一般会計で平成8年度以降は大幅に膨れている。下水道事業においても事業費の膨張とこれに伴う一般会計からの繰出し、市立病院整備に伴う一般会計からの繰出し等が大きく影響している。

都市整備に係る大規模事業については、投資的経費として事業実施時に多額の経費を要するが国・府の補助金、あるいは将来の税金等で見込めるものもある。また、種々の福祉施策においては、国・府の補助・助成等があるが、一般会計の負担も大きく、これが後年度まで継続していくこととなり、蓄積による財政負担は大きなものとなっている。

行財政運営としては、もともと財政基盤が脆弱であり、財政運営に厳しさが生じたときに行財政改革に着手しているが、行政が一度スタートさせた施策・事業は、直ちに廃止や停止することができず効果的な財政健全化にはつながっていない。

従って、財政危機は、経済の膨張による財政から急激な変化による低迷の中での財政運営、そして、この時期に施策事業が集中したこと。また、行財政運営において施策・事業の推進と調整、施策構造の転換の遅れなど、種々様々な要素・要因が相俟って生じたものである。

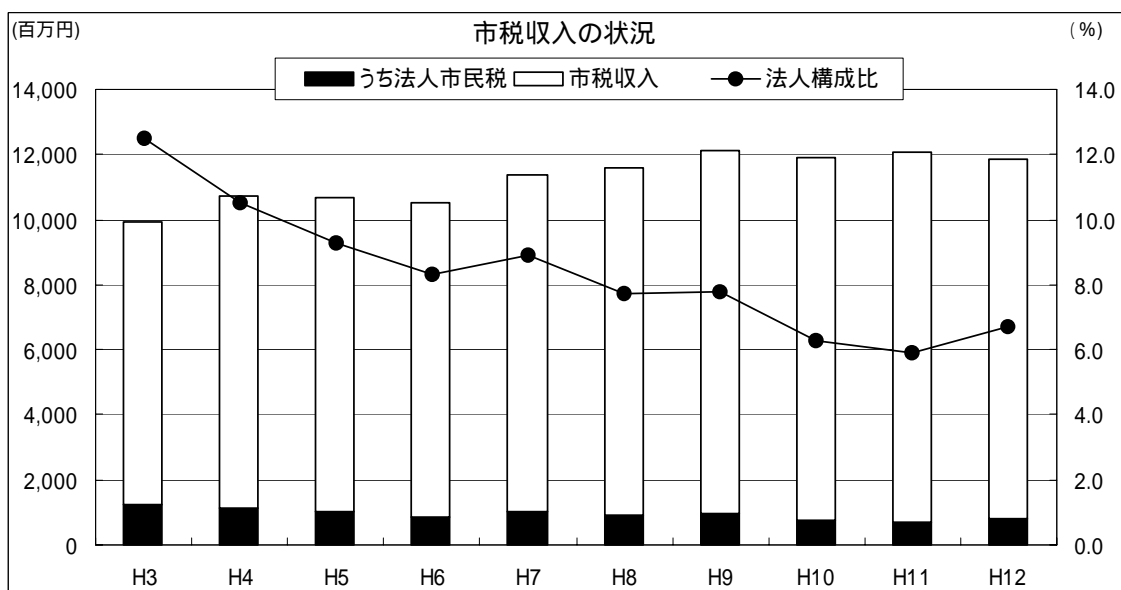
なお、平成3年度から平成12年度までの財政の動きは、次のとおりである。



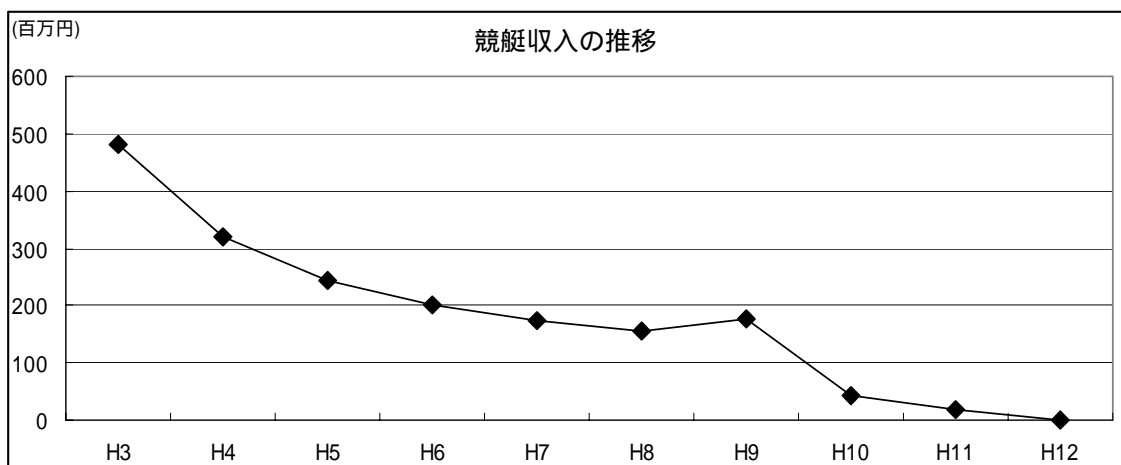
## 「歳入」

市税収入については、平成5年度において対前年度比 0.7%の減収となり、その後平成6年度～平成12年度では、減税措置による減収の影響もあって、ここ8年間は平均で1.3%程度の伸び率にとどまっている。

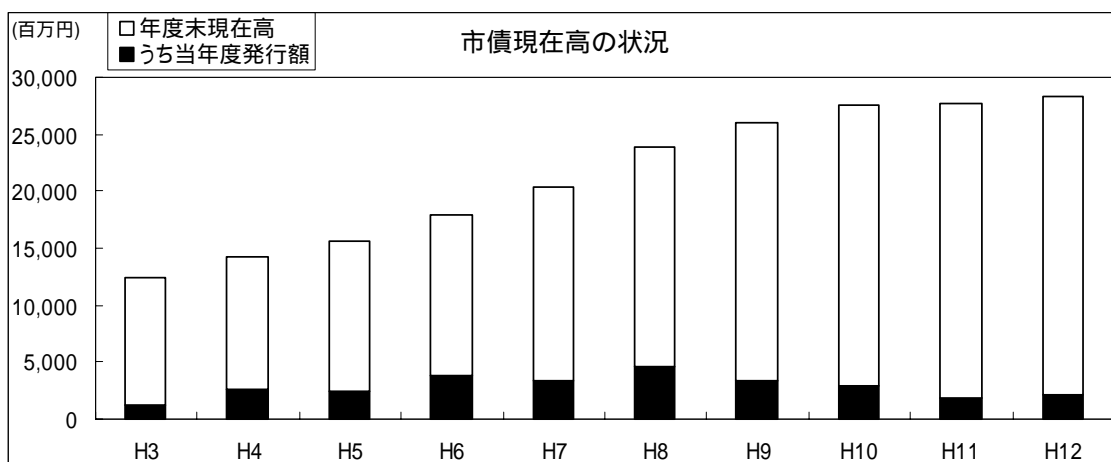
特に、法人市民税については、平成3年度では1,241百万円（構成比12.5%）であったが、長引く景気低迷等により、平成12年度では796百万円（構成比6.7%）と大幅に減少してきている。



また、競艇収入についても、平成3年度には481百万円の収入があり、貴重な一般財源となっていたが、年々減少の一途をたどり、平成12年度では0となっている。



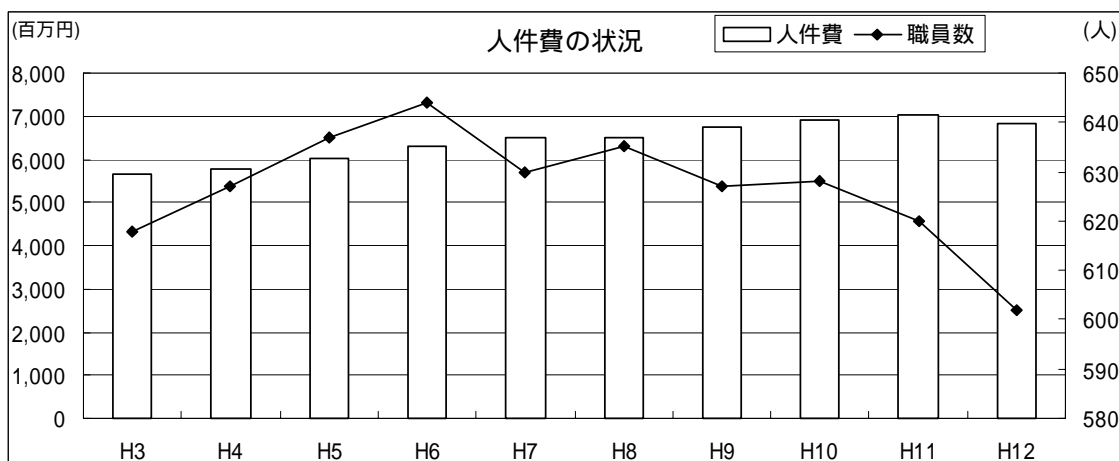
また、地方債については、21世紀のまちづくりをめざし、泉大津駅東地区及び松之浜駅東地区の市街地再開発事業、南海中央線・泉大津駅池浦線及び助松式内線をはじめとする街路事業、並びに南海本線連続立体交差事業等の都市基盤整備を重点的に推進し、また各小・中・幼大規模改造事業等の学校教育施設の整備、上条保育所建設事業及び織編館常設展示室整備事業等を推進してきた結果、平成3年度末において12,349百万円であった地方債現在高は、平成12年度末では28,264百万円となり、この10年間で15,915百万円(128.9%)もの大幅な増加となった。



### 「歳出」

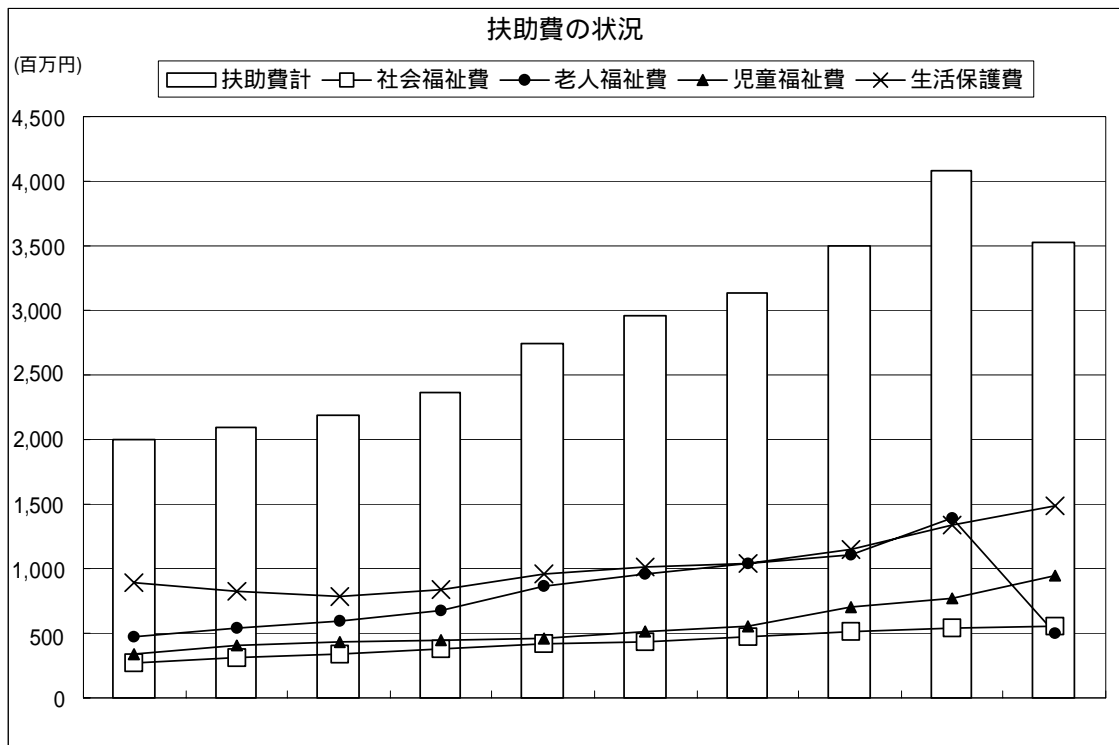
#### (人件費)

平成3年度決算額が5,662百万円であるのに対し、平成12年度決算額は6,841百万円で、1,179百万円(20.8%)の増となっているが、普通会計職員数においては、平成3年度618人に対し、平成12年度は602人で減となっており、退職者不補充、昇級延伸等により人件費の節減に努めている。



### ( 扶助費 )

老人デイサービス事業・在宅介護支援センター事業・老人ホームヘルプサービス事業・在日外国人高齢者福祉金支給制度等をはじめとする老人福祉事業の拡充、障害児ホームヘルプサービス事業・さつき園管理運営委託事業の充実、及び外国人心身障害者給付金事業・登録ガイドヘルパー事業等の導入等による障害者福祉事業の拡充、乳幼児医療助成事業の拡充（H5対象年齢2歳未満児まで引き上げ、H8乳幼児等入院時食事療養費支援事業、H9対象年齢3歳未満児まで引き上げ）・児童手当の拡充、及び民間保育所整備助成による待機児童の解消等による児童福祉の拡充、並びに生活保護者数の増加に伴う生活保護費等の増嵩により、平成3年度決算額2,003百万円に対し、平成12年度決算額3,530百万円で、1,527百万円(76.2%)の増、この間の平均伸び率は6.9%となっている。

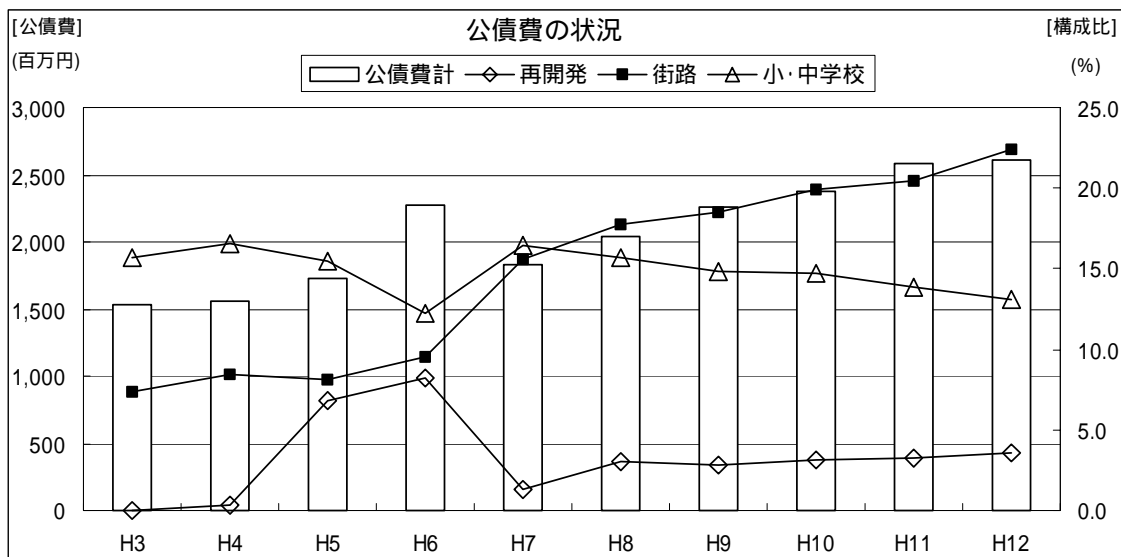


### ( 公債費 )

平成3年度決算額の1,532百万円に対し、平成12年度決算額は2,607百万円で、1,075百万円(70.2%)の増となっており、この間の平均伸び率は6.9%となっている。

これは、泉大津駅東地区・松之浜駅東地区の市街地再開発事業、泉大津駅池浦線・南海中央線・助松式内線等の幹線街路事業、南海本線連続立体交差事業をはじめとする都市基盤整備を重点的に、しかも短期間のうちに推進してきたことによる地方債の発行に伴う公債費の増が主な要因となっている。また小・中学校大規模改造事業をはじめとする教育施設整備事業、上条保育所建設事業、及び織編館常設展示室整備に伴う地方債の発行、並びにおづの小径整備事業を

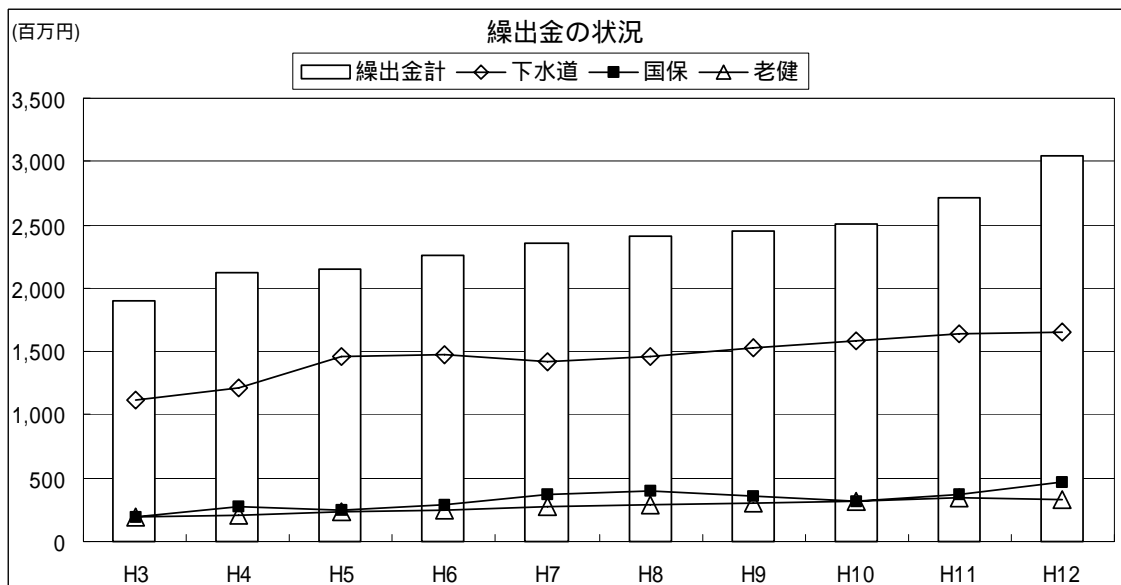
はじめとする道路事業等に係る地方債の発行も、公債費の増嵩を招く要因となっている。



(繰出金)

平成3年度決算額の1,902百万円に対し、平成12年度決算額は3,051百万円で、1,149百万円(60.4%)の増となっており、この間の平均伸び率は5.5%となっている。

これは、公共下水道事業の進捗(平成3年度末整備人口普及率33.4%、平成12年度末整備人口普及率75.9%)に伴い、平成3年度決算で1,121百万円であった下水道事業会計に対する繰出金が、平成12年度決算で1,660百万円、539百万円(48.1%)の増となっていること、また国民健康保険事業会計・老人保健事業会計に対する繰出金の増、並びに平成12年度に介護保険事業会計が設置されたことが繰出金増の主な要因となっている。

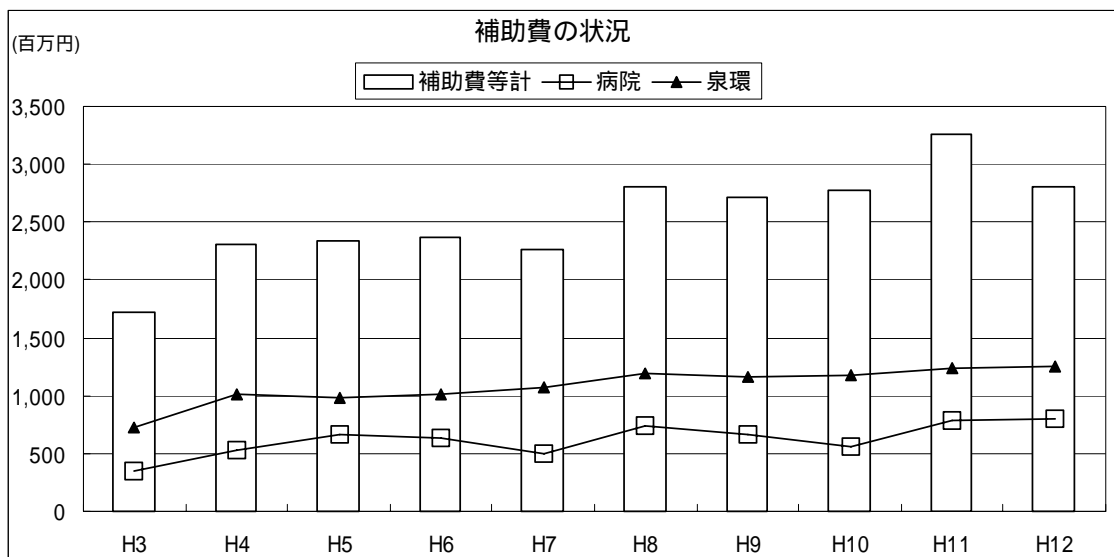




(補助費等)

平成3年度決算額の1,715百万円に対し、平成12年度決算額は2,803百万円で、1,088百万円(63.4%)の増となっており、この間の平均伸び率は6.6%となっている。

これは、市立病院建て替えに伴う公債費繰出、及び救急医療、高度・特殊医療に係る経費や企業債償還金に伴う基準内繰出の増によるもので、平成3年度決算で351百万円に対し、平成12年度決算では801百万円となっており、450百万円(128.2%)の大幅な増となっている。また泉北環境整備施設組合に対する負担金も、平成3年度決算は730百万円であるのに対し、平成12年度決算では1,255百万円で、525百万円(71.9%)の大幅な増となっており、補助費等増高の主な要因となっている。



(物件費)

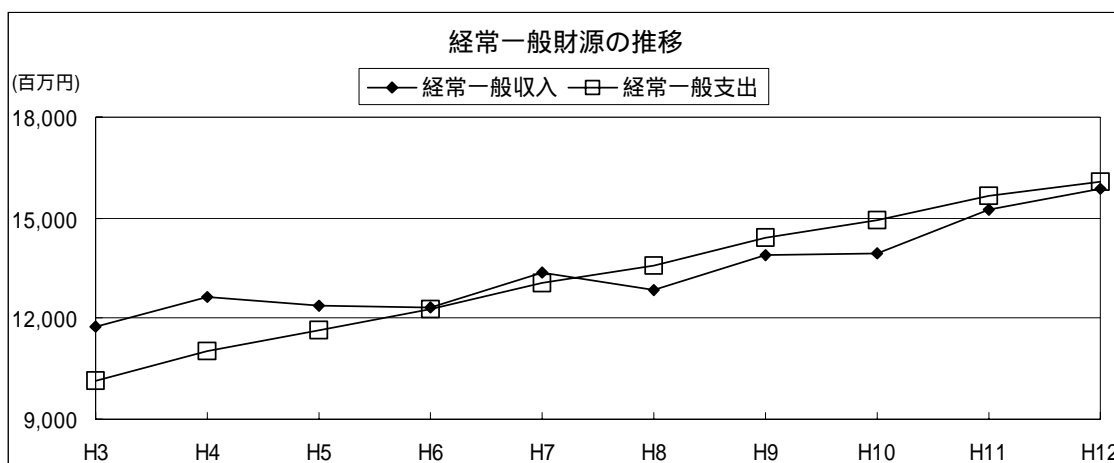
平成3年度決算額の1,403百万円に対し、平成12年度決算額は2,398百万円で、995百万円(70.9%)の増となっており、この間の平均伸び率は6.3%となっている。

これは、幼稚園3歳保育の実施に伴う臨時職員・保育所臨時雇員の増等により、賃金が平成3年度決算額57百万円に対して、平成12年度決算では199百万円であり、142百万円(249.1%)の大幅な増となっていること、また塵芥収集委託料をはじめ、電算処理委託料、保健事業委託料等の委託料においても、平成3年度は決算額633百万円から、平成12年度では1,204百万円と、571百万円(90.2%)の大幅な増となっていること、並びに小・中学校パソコン借上料、織編館事務所賃借料、まちづくり事務所賃借料等の使用料及び賃借料の増等が、物件費増高の主な要因となっている。

## 「経常収支比率」

平成3年度86.3%であった経常収支比率は、平成5年度に90%台となり、平成8年度には100%を超え、以降平成12年度の101.6%に至るまで、100%台で推移してきている。

これは、経常一般財源収入額が、平成3年度11,733百万円から平成12年度では15,842百万円と、この間の平均伸び率が約3.5%にとどまったのに対し、平成3年度において10,128百万円であった経常一般財源支出額が、平成12年度には16,093百万円になっており、この間の平均伸び率が約5.3%と、歳出の伸び率が歳入の伸び率を上回ったことにより、経常収支比率が悪化したものである。



その主な原因は、歳入においては、平成3年度で1,532百万円であった普通交付税が、平成12年度には3,353百万円と、この間平均で約11.2%と大幅な伸びを示している一方で、平成3年度に、9,027百万円であった市税の経常一般財源収入が、平成12年度では10,587百万円と、この間平均で約1.9%という低い伸び率にとどまったことが歳入全体の伸び率を押し下げる結果になったと考えられる。

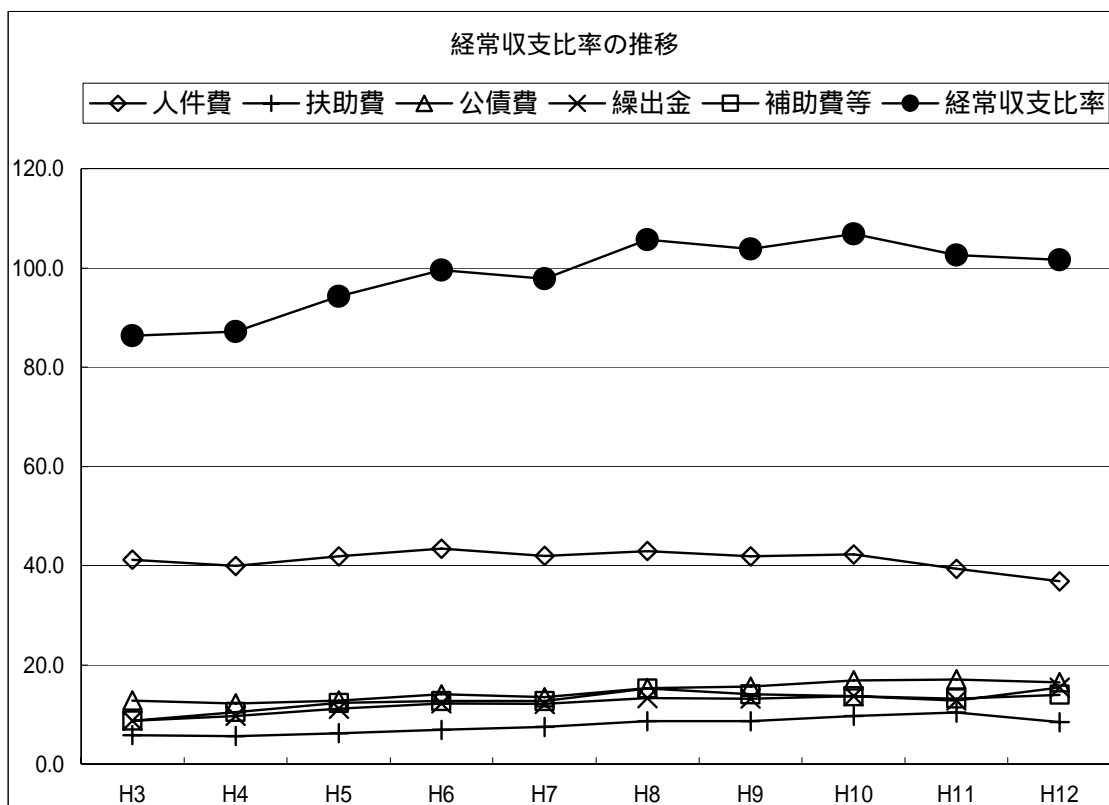
また歳出においては、平成3年度では1,508百万円であった公債費充当経常一般財源が、幹線街路事業、市街地再開発事業をはじめとする都市基盤整備事業の積極的な推進により、平成12年度では2,607百万円になり、この間に平均約6.3%と高い伸び率を示している。また扶助費充当経常一般財源についても、老人福祉事業・障害者福祉事業及び児童福祉事業等の拡充により、平成3年度では676百万円であったものが、平成12年度では1,337百万円となっており、この間平均約8.4%と高い伸び率を示している。(なお、平成12年度より、老人福祉に係る大部分の扶助費が介護保険特別会計へ移行したため、平成11年度までの平均伸び率を見ると約11.4%の伸び率となっている。)

また下水道事業の進捗に伴う下水道会計への繰出金の増、老人保健事業費及び国民健康保険事業費の増に伴う繰出金の増並びに、平成12年度より介護保険事業の実施に伴い繰出金が増加したことにより、平成3年度では1,021百万円であった繰出金充当經常一般財源が、平成12年度では2,433百万円と、平均約10.3%の高い伸び率を示している。(なお、平成12年度より、老人福祉に係る大部分の扶助費が介護保険特別会計へ移行したことに伴い、平成12年度の繰出金が大幅に増加しているため、平成11年度までの平均伸び率を見ると、約8.6%の伸び率となっている。)

なお、人件費充当經常一般財源については、平成3年度4,834百万円に対し、平成12年度では5,829百万円であり、この間平均約2.1%と低い伸び率にとどまっているが、これは職員退職者の一部不補充や定期昇給の延伸等による人件費の削減によるものである。

また、物件費充当一般財源において、平成3年度997百万円に対し、平成12年度では1,573百万円と、この間平均約5.3%の高い伸び率を示しているのは、塵芥収集委託料をはじめ、OA化推進による電算処理委託料の増、織編館事務所賃借料・まちづくり事務所賃借料・小中学校パソコン借り上げ料の増等によるものである。

また、補助費等充当一般財源が、平成3年度1,022百万円から、平成12年度では2,202百万円と、この間平均で約9.3%と高い伸び率を示しているのは、市立病院建て替えに伴い、公債費繰出・救急医療等に対する繰出金が増えていること、並びに泉北環境整備施設組合に対する負担金が増えていることがその主な要因となっている。



## 5 大阪府市町村財政健全化に係る特例措置の活用について

大阪府の財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）と市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用を図る特例措置の活用にあたっては、種々の条件が設定されており、本市の実態をこの条件に照らして整理する。

### 1 大阪府財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）

#### （1）貸付対象経費と貸付条件

大阪府の条件

貸付対象経費 = 市町村施設整備資金貸付金のうち借入利率2%を超える既往債の繰上償還に要する経費

貸付条件 = 貸付利率は、財政健全化期間中は2%とし、その後については、既往の市町村施設整備資金貸付金と同率とする。

本市における未償還額の内訳、借換対象額等は、次のとおりである。

(単位：千円)

会計区分	H13年度末未償還額		(ア) 借換対象額		残期間			
	金額	件数	金額	件数	(イ) 10年以下のもの		(ウ) 10年を超えるもの	
					金額	件数	金額	件数
一般会計	5,169,237	148	3,972,509	112	1,789,692	60	2,182,817	52
下水道会計	1,750,690	11	1,390,690	9	4,649	1	1,386,041	8
合計	6,919,927	159	5,363,199	121	1,794,341	61	3,568,858	60

(ア) 借換の対象となるもの（借入利率が2%を超える既往債） 計画期間中は利率が2%となる。

(イ) うち、残期間が10年以下の既往債 貸付期間の5年間延長

(ウ) うち、残期間が10年を超える既往債 貸付期間は現行通り

## (2) 償還方法

### 大阪府の条件

#### 償還期間の延長のないもの

既往の市町村施設整備資金貸付金の償還元金を固定した年賦元金不均等償還

#### 償還期間を延長したもの

年賦元利均等償還で計算し、利率変更時に年賦元利均等償還で再計算する年賦元利不均等償還

## (3) 貸付額の上限

### 大阪府の条件

財政健全化計画期間中における前記措置に伴う公債費の軽減額が、平成12年度実質収支赤字額の1/2以内となるまでの額。(選択する既往債、措置メニューによって上限額は変わる)

### 本市の場合

平成12年度実質収支赤字額21億69百万円×1/2=10億84百万円

## (4) 財政健全化計画

### 大阪府の条件

借入申請時に提出する財政健全化計画等については、以下の調書を提出するものとする。

#### 財政健全化計画

財政健全化に向けた取組み

財政収支の見通し

経常収支の見通し

計画期間中の普通建設事業費の状況

積立金の状況

( 5 ) 計画の期間・目標

大阪府の条件

財政健全化計画の計画期間については、5年以内とする。

財政健全化計画には、最低限、次に掲げる目標の設定を行うこととする。

・実質収支の黒字化

平成12年度実質収支比率が

5%未満 3年以内 5%以上 5年以内

・経常収支比率の改善

計画期間終了時において、100%未満でかつ平成12年度決算より5ポイント以上低下

2 市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用

大阪府の条件

充当率：市75% 町村95% 100%（国の通常債の充当残部分への充当も可）

本市における充当率の引き上げによる貸付金の見込額は、次のとおりである。

（単位：百万円）

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
再建計画（案）	110	250	250	250	250
充当率の引き上げ	100	100	100	100	100
合 計	210	350	350	350	350

3 大阪府の財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）と市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用の活用による償還見込み額

本市における借換措置及び弾力運用の活用による償還見込み額は次のとおりである。

(単位:百万円)

年度 / 区分	償 還 額			増減額の内訳			
	現行の償還額	措置後の償還額	増減額	特例借換措置分		下水道会計	新たな償還額
				一般会計			
				公債費	繰出金		
H14年度	740	566	174	162	8	4	0
H15年度	761	522	239	211	21	9	2
H16年度	789	573	216	191	20	8	4
H17年度	760	584	176	161	20	8	12
H18年度	719	596	123	119	18	7	21
小 計	3,769	2,841	928	844	87	36	39
一般会計 効果額計				931			
H19年度	684	696	12	18		1	30
H20年度	643	700	57	19		1	37
H21年度	615	702	87	42		1	44
H22年度	560	691	131	86		1	44
H23年度	519	671	152	108			44
小 計	3,020	3,460	440	237		3	199
合 計	6,789	6,301	488	606	87	33	238

「償還額」は、H13年度末の償還額であり、H14年度以降の府貸付額（従来ルール分）の償還額を除く。

「増減額」は、弾力運用分を除く。

「下水道会計」の額は、下水道会計の効果額である。

充当率の引き上げによる新発債は、利率1.9%、償還期間15年（内、据置2年）で算出した。表中の各項目の額は、千円単位で算出後、四捨五入しているため、各小計と差異がある。

## 6 大阪府市町村財政健全化に係る特例措置を活用した財政再建

先に示したとおり、大阪府の市町村財政健全化に係る特例措置を活用するにあたっては、5年間で実質収支不足を解消しなければならない。

財政再建計画（案）では、平成17年度末で実質収支不足額は、25億53百万円と設定していることから、平成18年度末実質収支不足額も同額と推計した。

今回、大阪府財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）等の特例措置を活用すると、総額13億92百万円の措置を見込むことができる。財政再建計画（案）の各項目の推計値に変更が生じないとした場合、5年間で実質収支不足の解消を図るためには、約11億61百万円の措置が必要となる。

・平成18年度末実質収支見込み額	25億53百万円
・特例借換措置分（大阪府財政健全化資金貸付金）	9億31百万円
下水道会計の効果額を除く	
・弾力的運用分（市町村施設整備資金）	4億61百万円
公債費負担額差引後	
<hr/>	
対応必要額（実質収支）	11億61百万円

第二次財政再建計画（案）の策定にあたっては、本数値を基礎的数値として、計画に算入することとし、併せて、平成13年度決算見込みの状況と財政再建計画（案）に掲げた平成13年度縮減計画項目の進捗状況の検証結果等を踏まえ、策定作業を進めるものとした。



## 7 財政再建計画（案）と平成13年度普通会計決算見込について

### 1 財政再建計画（案）に掲げた平成13年度縮減計画項目について

財政再建計画（案）は、平成13年度を緊急対応策として計画したものであり、縮減見込額を約3億68百万円として取組を進めたところ、計画（案）より、約4百万円上回る、3億72百万円の縮減を図ることができる見込みとなった。

なお、平成13年度縮減計画項目の進捗状況については、別表のとおりである。

### 2 平成13年度普通会計の決算見込みにについて

#### （歳入）

#### (1) 財政再建計画（案）に比べ、歳入減となった主なもの

法人市民税、市たばこ税、地方消費税交付金等で40百万円の減収となった。また、事業費が減額されたことにより、生活保護費負担金、各種医療費等で1億63百万円の減収となった。

#### (2) 財政再建計画（案）に未算入であったが、増収を図れた主なもの

大阪府市町村振興補助金及び市債の収入確保ができた。市債については、市債の発行が認められないと予測していた一般公共事業への充当額の拡大、また、交付税の算定数値である法人市民税の法人割、利子割交付金が算定数値より減収となったことから発行が可能となった減収補てん債が臨時財源として確保することができたことにより、1億91百万円の増収が図れた。また、交通災害共済基金、競艇収入、市町村交付金等で54百万円の財源確保を図ることができた。

(3) 財政再建計画（案）に比べ、増収を図れた主なもの

厳しい経済情勢のなか、税収の確保に努めた結果、個人市民税、固定資産税、滞納繰越分において、89百万円の増収を図ることができた。

また、特別交付税15百万円及び大阪府市町村施設整備資金貸付金50百万円が増収となった。

これらが、歳入において大きな増減があった主なものであり、特定目的基金の3億58百万円を不執行とする減収要因を含めて、歳入面においては、財政再建計画（案）と比較して、約9百万円の増収となったものである。

(歳出)

(1) 財政再建計画（案）に未算入であった主なもの

戎・宇多小学校の改修に伴う実施設計委託料や公社用地の買戻し等において47百万円の増加となった。

(2) 財政再建計画（案）に比べ、追加となった主なもの

幼稚園教諭の勤奨退職に係る退職手当及びその他、物件費、維持補修費、特別会計への繰出金等により、2億37百万円の増加となった。

これらへの対応については、人件費、投資的事業において緊急対応策として減額したもの、また扶助費の減額等により財源の確保ができたことから、歳出面においては、財政再建計画（案）と比較して、2億37百万円の削減が図れたものである。

(総括)

財政再建計画（案）平成13年度縮減計画項目については、着実に実行したものである。

また、財政再建計画（案）に未算入の事項で、緊急的に支出を要することとなったものについて対応しながらも、さらに、財政再建計画（案）で

は掲げていないものについても行政として対応できる範囲内で努力し、実質収支の改善を図ることとしたものである。

これらを踏まえながら平成13年度の決算見込額を概括すると、当初、予定していた特定目的基金を活用しなくとも、財政再建計画（案）と比較し、約2億46百万円の収支改善を図ることができ、平成13年度決算見込額では実質収支不足額は25億40百万となる見込みとなったものである。

（単位：千円）

事業名	縮減見込額（A）	対応額（平成13年度 決算見込）（B）	増減額（B-A）
視察等旅費、事務経費の削減	20,312	24,099	3,787
常任委員会視察旅費等の見直し	4,694	4,694	0
行政委員会行政視察の見直し	1,197	1,197	0
職員作業服貸与の見直し	108	108	0
電子計算委託料の見直し	8,820	8,820	0
防災備蓄物資購入の見直し	470	470	0
税務不動産鑑定委託料の見直し	808	808	0
職員採用身体検査手数料の休止	325	325	0
職員英語研修委託料の見直し	370	370	0
織編館収蔵品展の休止	1,200	1,200	0
公園台帳作成業務委託の一部見直し	2,500	2,500	0
緑化講習会の廃止	134	134	0
草花見本園植え替え・公共施設苗配付の廃止	1,453	1,453	0
大津川緑地整備事業等の節減	1,000	1,000	0
市営住宅屋外屋内排水管清掃業務委託の節減	612	612	0
土木交通量調査委託の見直し	500	500	0
泉大津中央線墓地使用权調査委託料の削減	3,300	3,300	0
自治体管路設備整備委託料の節減	3,000	3,000	0
細街路整備事業の節減	2,505	2,955	450
道路補修事業の節減	810	810	0
水路改修事業の節減	3,300	3,500	200
簡易火災速知器の見直し	111	121	10
消火栓施設負担金の見直し	600	600	0
教育委員会表彰記念品の廃止	91	91	0
生涯学習セミナーの廃止	129	120	9
やまびこキャンプの見直し	242	242	0
こども人形劇場の廃止	75	150	75
女性セミナーの廃止	208	208	0
市民劇場の廃止	500	500	0
スキー教室の廃止	358	358	0
研修会バス借上料の見直し	200	200	0
地域経済対策（協）負担金の見直し	200	200	0
地場産業振興対策連絡（協）負担金の見直し	150	150	0
繊維産廃対策（協）負担金の見直し	100	100	0
墓地内除草作業委託料の一時休止	173	173	0
特別職等の人件費の削減	1,900	1,900	0
職員人件費の抑制	170,337	170,337	0
土地開発公社貸付金のとりやめ	4,150	4,150	0
特別会計繰出金の見直し	131,400	131,400	0
合 計	368,342	372,855	4,513

## 8 第二次財政再建計画（案）の策定にかかる対応必要額

第二次財政再建計画（案）の策定に際しては、大阪府支援策の活用効果額と併せて、平成13年度の決算見込額を反映させる必要がある。

財政再建計画（案）における各項目の推計値は、平成12年度までの過去データと平成13年11月における社会経済状況の将来予測や国、府等の情報等を総括的に判断し、推計したものである。

今回の策定に関しては、平成13年度の決算見込額を分析データに加えるとともに、現時点での情報に基づき、改めて各項目の推計をすることが重要であり、特に、歳入面においては、平成14年度の普通交付税や市税の当初調定額の確定による収入見込みの見直しを行う。また、歳出については、財政再建計画（案）では未算入の勸奨退職手当の措置や中長期の視点にたった公債費負担の考え方も整理をする必要がある。

また、計画期間が、平成18年度までの5カ年とすることから、財政再建計画（案）と比べると平成18年度は、新たな対応策も必要となってくる。

このような視点にたち、収支見通しに大きく影響する主な項目を列挙すると次のような増減が考えられ、これらの項目への対応額を集計すると概ね34億円の財源確保が必要となる。

財政再建計画（案）の見直し前の対応必要額	11億61百万円
財政再建計画（案）の見直し時の主な増減項目	21億94百万円

[内訳]

(1) 平成13年度決算見込み	2億45百万円
(2) 現時点での歳入の見込み	
・市税収入の見直し	11億81百万円
(3) 歳出項目の追加と変更	
・勸奨退職手当の計画算入による歳出増	9億75百万円
・見直し項目の効果額の減額による歳出増	2億83百万円
合計額	33億55百万円

平成13年度決算見込みデータを踏まえた全項目の見直しを行い、それぞれの増減額を算入する。

## 9 第二次財政再建計画（案）策定にあたっての基本的な視点

大阪府市町村財政健全化に係る特例措置による支援策は、5年間の措置であり、この間に実質収支不足を解消し財政再建を図るためには、基本的に対応しなければならない課題がある。大阪府の支援策は、その後は既往の措置となることや財政再建において特定目的基金の運用を行うこととしていること。また、行政サービスと行財政運営の確実な対応などがある。

従って、このような課題を踏まえ、第二次財政再建計画（案）の策定にあたり、次の事項を基本的な視点として計画を策定する。

### 1 計画の期間・目標について

大阪府財政健全化資金貸付金（市町村施設整備資金特例借換措置）と市町村施設整備資金貸付金の弾力的運用の活用による財政再建は、平成18年度までの5年間となるが、この5年間の財政再建計画としての対応とその後の財政運営を視野に入れなければ厳しい状況となる。

従って、第二次財政再建計画（案）は計画期間を5年間と設定し、再建への具体的な計画事項を掲げるが、この計画の基本的な考え方の立脚は、概ね10年を視野に入れた計画として策定する。

### 2 市民サービスについて

財政再建計画（案）には、市民と行政の役割、公平性に立脚した受益者負担の原則に基づく計画事項を掲げており、基本的にはこの計画を確実に実行するものとする。

なお、計画の推進においては、財政再建の明確な目標設定をすること。また、社会経済情勢が今なお厳しく、激しい変化のなかにあり、予想し難い情勢にあることなどを勘案し、行政負担と市民負担の調和のとれた財政運営を図ることを考慮する。

### 3 特定目的基金の運用について

財政再建計画（案）では、実質収支不足の解消を図るために、特定目的基金の運用をもって対応することとしているが、その一部については、留保することとし、今後、財政状況が緊迫した状況などに対応するための留保財源とする。

### 4 公債費の抑制について

公債費は、人件費・扶助費とともに義務的経費であるが、人件費・扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費であって、一旦発行された地方債にかかる公債費については、抑制・削減できる性格のものではない。

従って、地方債の発行については、事業計画の策定段階において、後年度負担となる公債費の動向を見極めながら、十分検討するものとする。

一般的には、公債費比率は、10%を超えないことが望ましいとされ、15%を超えると財政の硬直化を招く要因とされており、また起債制限比率は、20%以上となると地方債の発行が制限されることとなる。第二次財政再建計画（案）においては、実質収支不足の解消が第一義であることから、単年度財源不足額の一部を地方債の発行許可に求めていくこととなるが、常に、公債費の動向及び公債費比率・起債制限比率等の動向を勘案しながら、事業計画の策定・見直しを図っていくものとする。

### 5 経常収支比率の縮減について

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標として、財政運営上非常に重要な指標であるため、その比率の動向については常に注視しながら、経費の抑制に努め、比率の改善を図らなければならない。特に、経常収支比率が100%を超える場合は、経常的な経費に対して臨時的な財源を充当していることとなり、不健全な財政運営であるといわざるを得ない。

第二次財政再建計画（案）においては、府支援策の活用条件である平成18年度の経常収支比率を96.6%以下とすることを目標に見直しを行う。

## 6 財政再建と地方分権について

財政運営と地方分権については密接に関連する。地方分権は、平成 12 年 4 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる地方分権一括法が施行されたことを契機に、議論の段階から実行の段階へと移行し、様々な分野で進みつつあり、地方公共団体に自己決定・自己責任の原則による施策展開が求められることになる。しかし、地方分権については、これに伴う権限の移譲、財源のあり方、体制の整備など残された大きな課題がある。

権限の移譲や財源のあり方においては、本市の都市規模での地方税財源の充実をはじめとする種々の対応への可能性の追求、また業務の増大に伴う体制の整備など重要かつ直面した課題がある。今、財政再建に取り組むなかで、地方分権と行政改革を視野にいれた第二次財政再建計画（案）として策定する。

## 7 財政再建と市町村合併について

新しい時代のなかで地方分権の進展や時代の要請、住民の日常生活圏の拡大など、行政的にも、地域から広域的にも多様で高度化する課題があり、的確な対応はもちろん、自らの判断と責任で対応していかなければならない。このような中、市町村が将来にわたって持続的な地域の発展を実現していくためには、新しい地域づくりと行財政基盤の充実強化や行財政運営のより一層の効率化が不可欠であり、そのためには、自主的・主体的な市町村合併の推進が重要とされている。

今日、市町村合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成 17 年 3 月 31 日を見据え、全国的に合併に関する動向が活発となるとともに、泉北地域でも急速に進んでいる。

本市でも、合併特例法と国の動向、隣接市町の動向、そして本市の都市規模や将来像などを勘案し、合併の可否に関する意思形成と政策形成を図る必要がある。市町村合併については、行財政基盤の充実強化や行財政運営のより一層の効率化等を図ることが一つの要素となっている。本市は財政再建の中にあるが、財政再建と合併を直接的に結びつけるものではなく、財政再建は合併のあり方とは別途として対応するものとする。



## 10 財政再建計画のフレーム

平成 13 年 11 月に策定した財政再建計画（案）は、計画事項のうち、具体的に財政再建として効果額が表れていない事項や今後検討を要する事項を掲げており、このような事項についての整理と具体化を図るとともに、新設小学校をはじめ重要な事項の対応方向を示し、財政再建計画としての成熟を図る。また、財政再建の明確な目標に向け実施する新たな計画事項を加えた第二次財政再建計画（案）として策定する。

また、この計画を着実に推進するため、計画項目において必要に応じて実施計画を策定する。

## 11 計画の期間

第二次財政再建計画（案）の期間は、平成 14 年度を初年度とし、平成 18 年度を最終年度とする 5 年間とする。

## 12 財政再建の理念

本市は、昭和 17 年に市政施行して以来、60 周年の記念する時を迎えた。この間には戦後の混乱から高度成長、低成長、そして近年の膨張拡大から急激な低下縮小を経験するなか、今日まで幾多の試練と困難を克服し、その歴史を刻んできた。

今、未曾有の経済の低迷による不況が長引くなか、地域経済の停滞と少子・高齢化、情報化の進展をはじめ、時代の要請や市民の行政ニーズの多様化・高度化など都市問題等への対応が求められ、財政は最大の危機に直面した。

この危機を脱却し、再び泉大津を元気あるものとするためには、長い間の歴史と共に培ってきた都市としての知恵と工夫を生かして、行財政運営の構造改革を進めるとともに、合理的な運営のもとに財政再建を図らなければならない。

財政再建を図るためには、自主再建と準用再建、いわゆる赤字再建団体としての再建という二つの方策があるが、準用再建は正に国の管理監督下に置かれ、自治体としての主体的な自治能力の発揮と責任が果たせなくなることから、固い決意による自主再建により財政再建を図るものとする。

自主再建による財政再建の理念は、「行財政運営の構造改革」を理念とし、単に財政的に削減効果を数値的に求めるのではなく、地方分権をはじめ様々な課題への対応を視野に入れた新しい行財政運営の方向を示すものとする。

そして、財政再建にあたっては、大阪府の市町村財政健全化に係る特例措置の活用と的確な自主計画により財政再建を図ることとして、次のことを目標として掲げる。

経費の節減だけにとらわれない良質な行政サービスの提供

民と公の連携による受益と負担の公平性のもとでの市民との協働

新しい時代の動きへの対応と簡潔な施策の展開による行政システムの確立

### 13 具体的計画事項

具体的計画事項総括表（歳入・縮減見込額）

具体的計画事項

具体的計画事項総括表(歳入・縮減見込額)

(単位:千円)

計 画 項 目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
新設戎小学校整備事業	38,575	87,100	42,312	124,518	896,302	939,771
職員人件費の削減について	74,738	243,021	225,941	254,351	255,091	1,053,142
給料の2%相当額の削減		(69,860)	(68,300)	(66,550)	(65,570)	(270,280)
職 員 数 削 減	(50,000)	(156,800)	(141,600)	(171,600)	(171,600)	(691,600)
勤奨退職退職時期の効果	(24,738)	(16,361)	(16,041)	(16,201)	(17,921)	(91,262)
旅費条例の見直し		465	465	465	465	1,860
事業会計への繰出金の見直し	32,642	72,407	71,348	70,675	69,254	316,326
病院事業会計への繰出金の見直し	(24,263)	(39,155)	(39,377)	(39,607)	(39,843)	(182,245)
下水道事業会計への繰出金の見直し	(8,379)	(33,252)	(31,971)	(31,068)	(29,411)	(134,081)
土地開発公社経営健全化計画の見直し				26,208	56,713	82,921
口座振替郵送料の見直し		600	600	600	600	2,400
下水道整備に伴う低効率化補助金の見直し	737	1,473	2,946	4,418	5,891	15,465
一般家庭ごみ収集委託料の見直し	11,509	11,509	11,509	11,509	11,509	57,545
ごみの減量化とごみ収集の有料化		8,451	7,625	7,625	7,625	14,424
泉大津市低公害車導入補助金の削減	600	600	600	600	600	3,000
業 務 の 委 託 化	6,157	6,157	16,086	16,086	16,086	60,572
清掃・衛生業務の委託化	( 6,157)	( 6,157)	( 6,157)	( 6,157)	( 6,157)	( 30,785)
ポンプ場運転管理委託			( 9,929)	( 9,929)	( 9,929)	( 29,787)
民間参画事業の支援のあり方	13,500	13,300	13,100	13,000	12,800	65,700
さつき園のあり方		38,467	19,983	19,983	19,983	21,482
医療制度改正に伴う乳幼児医療費助成	10,000	30,000	30,000	30,000	30,000	130,000
まちづくり事務所のあり方		661	661	661	661	2,644
高齢者就労事業の見直し	5,822	1,990				7,812
幼稚園3歳児保育補助教員の見直し		4,320	4,320	4,320	4,320	17,280
織 編 館 の 見 直 し	857	857	857	857	857	4,285
池上曾根弥生学習館の見直し	4,623	4,851	5,083	5,318	5,318	25,193
企業誘致促進に関する条例による財源の確保		15,652	28,826	18,326	18,326	81,130
普通財産の有効活用と処分	25,900	101,100				127,000
土地開発基金条例の廃止	58,000					58,000
減免制度の見直し	7,188	15,659	15,659	15,659	15,659	69,824
社会教育施設各種講座の有料化	227	227	227	227	227	1,135
合 計	278,761	552,717	465,976	344,198	1,396,115	3,037,767

## 具体的計画事項

## 新設戎小学校整備事業

### （事業の概要）

戎・宇多両小学校は、児童数の減少による小規模化が進み、宇多小学校は単学級となっており、多くの児童が学び、遊び、憩い、集うなどの教育環境として大きな影響が生じている。また、学校施設は築後30年以上が経過し老朽化が進むとともに、都市化が進んだ周辺環境の変化により、学校教育環境に大きな影響が生じるなど、様々な課題への対応が必要となっている。このような課題を解決し、新しい時代にふさわしい小学校として戎・宇多小学校を統合し、新設小学校を整備する。

### （事業実施への考え方）

新設小学校整備事業は種々の課題に対応するため、その整備を進めることとしてきたが、財政再建に向けた取組のなかで変更を余儀なくし、財政運営の見通しがつくまでの延期と見通しがつけば最優先として実施するとしてきた。しかし、最大の課題である単学級の解消と進む施設の老朽化など教育環境の整備、財政再建の見通しがいつまでにつくのか、整備時期が不透明なための地元の不安と不満の解消、また、整備事業が進むまで多くの時間を要し、その間、両小学校の改修事業費と効率的な財政運営など根本的かつ現実的な問題の解決には至っていなかった。

今回、平成14年度から平成18年度の5年間で実質収支不足を解消し財政再建を図ることから、「財政の見通しがつけば最優先」としてきた経過を踏まえると、平成19年度には新設小学校整備事業を始めなければならない。しかし、このまま、平成19年度の事業開始とすることは、合理的かつ効率的な運営に至らない。このため、財政再建と新設小学校整備事業の相関関係で相乗効果を得られる進め方について鋭意検討した。その結果、新設小学校整備事業の早期実現と財政再建の効果的運営を考慮して、長期ファイナンスを組成することができるPFI方式を採用し事業の推進を図ることとする。

### （事業手法）

PFI（BTO）方式

(事業内容)

- ・校舎本体のみの建設事業
- ・給食施設は本校1校の単独ドライ方式
- ・屋内運動場の整備は将来の二期工事

(資金と財政スキーム)

[ 資金調達(年間支出)計画 ]

(単位:千円)

	年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22~26年度	27~36年度	37~44年度	45年度	46年度	計
従来型事業	一般財源	253,765	748,051	87,723										1,089,539
	起債償還額			3,740	9,674	10,200	16,038	25,301	26,124	26,124	26,124	16,544	1,347	683,696
	維持費			2,600	2,600	2,600	7,711	7,711	7,711	7,711	7,711	7,711	7,711	215,997
	計	253,765	748,051	94,063	12,274	12,800	23,749	33,012	33,835	33,835	33,835	24,255	9,058	1,989,232
PFI事業	割賦料			20,338	20,338	20,338	48,283	48,283	48,283	46,776	38,079	38,079	38,079	1,247,545
	一般財源		57,688	3,010										60,698
	起債償還額				9,674	10,200	10,200	25,301	26,124	26,124	26,124	26,124	1,347	683,698
	維持費			2,360	2,360	2,360	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960	195,000
	計		57,688	25,708	32,372	32,898	65,443	80,544	81,367	79,860	71,163	71,163	46,386	2,186,941

(効果と影響)

民間の資金力とノウハウを導入することにより、施設等の設計から建設、運営までの一括対応により事業全体の効率的なリスク管理が可能となり、事業コストの削減が図れる。また、建設年次に大きな財政支出が発生せず、契約期間の長期にわたって平準化できるメリットがある。そして、重要なことは早期着工が可能となるとともに、建設時期が明確にでき地元で理解が得られやすいこと。また、施策展開の構造改革と効率的な財政運営等が図れる。

( 戎・宇多両小学校の改修工事費の縮減 )

戎・宇多両小学校の施設の老朽化に伴う改修工事費について財政再建計画(案)に掲げ、14年度において老朽化が著しい箇所等については改修しているため、新設小学校整備事業に着手することで、改修工事を必要最小限度に縮減する。

[ 戎・宇多小学校校舎維持補修費用の削減 ] (単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
新設整備事業実施前	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
新設整備事業実施後	61,425	0	0	0	61,425
削減額	38,575	100,000	100,000	100,000	338,575

なお、本計画では、改修工事費を削減として試算しているが、必要最小限度の範囲に縮減するもので、この費用については多額のものではないので財政運営において処理するものとする。

( 事業年度 )

平成14年度から平成18年度

( 跡地についての考え方 )

戎小学校跡地については、本計画では売却処分とする。また、旧戎幼稚園跡地についても売却処分の対象として、同様に進めるものとする。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
歳入見込額 A					919,000	919,000
歳出見込額 B		4,900		198,810		203,710
A - B		4,900		198,810	919,000	715,290

なお、価額については、固定資産税評価額に準拠したものである。



(計画期間内における事業費について)

(単位：千円)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	合 計
建設事業に伴う 直接事業費			1,080,350	64,302	20,338	1,164,990
国庫補助金			538,962	14,654		553,616
地方債			483,700	26,300		510,000
一般財源			57,688	23,348	20,338	101,374
建設事業に伴う 間接事業費		8,000		2,360	2,360	12,720
合 計		8,000	1,080,350	66,662	22,698	1,177,710

## 市民会館のあり方について

### （事業の概要）

市民会館については、市民の文化の向上と教育の振興を目的に、昭和47年4月の開館以来、文化・芸術活動や発表の場として重要な役割を果たしてきたところである。しかしながら、築後30年を経過する中で、施設・設備の老朽化が生じており、なかでも空調設備の不調から平成13度においては、6月から9月の4ヶ月間、大ホールを閉館とした。

財政再建計画(案)においては、閉館として計画したが、その後、計画(案)に影響を及ぼさないことを基本に、開館を前提とした市民会館のあり方について検討することとした。

この度、市民の各層で構成された市民会館存続プロジェクトから示された提言や庁内に設置された泉大津市民会館検討部会の報告書を受け、維持管理経費の削減や市民との協働などにより、引き続き開館するものである。

### （事業実施への考え方）

市民会館の市民との協働による自主運営・自主管理について、専門技術を要する機械管理や保安業務、衛生管理業務、維持管理等は、現状では市民の自主管理は困難であるところから、企画・運営面の協力を求めながら行政が主導的に進めることとする。

### （収益性の確保）

- 市民会館使用料の見直し
- 収益に繋がるイベントの実施
- 委託料の削減

### （NPOの設立に向けて）

当面は、市民との協働を前提に行政と市民とが役割分担を行いながら管理・運営を行っていくものであるが、これらの取組を進め、活動の充実を促進しながら、組織的に成熟化を図り、将来のNPOの設立に向けた取組を検討していくこととする。

(空調設備の対応)

市民会館閉館への計画は、空調機器の不調によるものから始まっている。このため、開館へと進めるとき、空調機器の不調に対応する必要がある。

老朽化している空調設備については、民間資金活用事業の導入により、初期投資額を抑え、長期分割による事業手法で整備する。

なお、事業形態については財政負担のあり方を十分見定めながら対応を図る。

(歳入)

(単位：千円)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	合計
使用料	11,784	25,000	27,000	29,000	31,000	123,784

(歳出)

(単位：千円)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	合計
人件費	14,357	4,800	4,900	5,000	5,100	34,157
その他の経費	45,171	36,200	36,200	36,200	36,200	189,971
空調設備リース料 及び蓄熱受託料		10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
合 計	59,528	51,000	51,100	51,200	51,300	264,128

## 職員人件費の削減について

### (基本的な考え方)

財政再建と職員の人件費は密接に関係し、再建への額の捻出と経常収支比率の低減など様々な要素から重要な課題となる。

職員人件費の削減は、職員の給与等の削減によるものと員数削減によるものがあり、今日まで合わせて総額約46億4千万円の削減を見込んでいたが、実質収支不足の解消を図るために、他の多くの施策事業の見直しと併せ、職員の人件費の削減を図る。

### (事業実施への考え方)

人件費の削減は今日までに多くの削減を行い、職員個々に大きな影響が出ている。しかし、泉大津市職員としての責任と自覚を勘案するとき、今一度、財政再建に立ち向かい、健全財政のもとに行財政運営を図ることとし、次の事項に留意しつつ職員人件費の削減を図る。

- ・再建期間として明確な目標設定
- ・職員給与の削減と員数削減に向けた市民からの大きな声
- ・厳しい地域の実情と財政再建を図る市としての職員の対応
- ・厳しい社会経済情勢の中での全国的な官・民の動向
- ・今までの人件費削減の推移
- ・職員の給与等の基準としている人事院勧告の動向
- ・職員の集中力、個々の士気、勤労意欲の高揚

### (平成12年度から平成17年度までに削減する人件費)

給与等で削減するもの                      19億5,144万円

- ・給料の昇給延伸(平成12年度～平成17年度)                      4億5,000万円
- ・期末勤勉手当の削減(平成13年度～平成17年度)                      7億5,885万円
- ・役職加算の凍結(平成14年度～平成17年度)                      4億4,800万円
- ・各種手当の減額
  - 住居手当(平成14年度～平成17年度)                      1億 400万円
  - 通勤手当(平成14年1月～平成17年度)                      1,663万円
  - 特殊勤務手当(平成14年1月～平成16年3月)                      2,390万円
  - 管理職手当(平成12年度～平成16年3月)                      3,559万円
  - 退職手当(平成14年度～平成17年度)                      4,800万円

- ・特別職の給料削減（平成14年1月～平成16年9月） 3,067万円
- ・特別職の調整手当の凍結（平成13年1月～平成15年12月）1,534万円
- ・特別職の期末手当の削減（平成12年度～平成17年度） 772万円
- ・特別職の役職手当の凍結（平成14年度～平成17年度） 1,274万円

員数削減によるもの 26億8,987万円

- ・職員数628名(平成11年4月1日)を528名(平成18年4月1日)とする。

## (計画の内容)

### 1 給与等の削減

平成15年4月以降、給料の2%相当額を削減する。このことにより、給与水準(ラスパイレズ指数)の引き下げを図れる。(単位:千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額		69,860	68,300	66,550	65,570	270,280

### 2 普通会計職員の削減

平成19年4月1日現在で普通会計職員を500名とする。これにより、平成11年4月1日現在の職員数628名と比し、128名(20%)削減となる。

職員採用については、平成20年度以降定年退職者の増加が予定されることから、職員削減計画を踏まえたうえで、できうる限り平準化し、一定割合を乗じた数を補充予定者数とした。

普通会計職員数の推移 (単位:人)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職 員 数	(569) 564	(560) 549	(547) 537	(536) 523	(528) 515	500
補充予定者数		9	8	8	8	8

職員数については、各年度4月1日現在とする。( )内の数字は財政再建計画(案)における計画人員。

普通会計職員の削減による人件費削減見込額

退職者不補充による削減見込額は、5億2,000万円、退職者に代わり補充予定者による削減見込額、1億7,160万円を合わせ、6億9,160万円となる。

(単位:千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
退職者不補充による削減見込額	50,000	110,000	100,000	130,000	130,000	520,000
補充予定者による削減見込額		46,800	41,600	41,600	41,600	171,600
合 計	50,000	156,800	141,600	171,600	171,600	691,600

退職者不補充1人当り、10,000千円、補充予定者1人当り、5,200千円とする。

3 勧奨退職者等の推移

勧奨退職者及び普通退職者等の見込みについては、今後の定年退職者だけでなく、過去の勧奨退職者や自己都合退職者の実績や動向を勘案しながら、それを基に推計した。

勧奨退職者等の推移

(単位:人)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
勧奨退職見込数	11	8	8	8	10	45
自己都合退職見込数	1	5	5	5	5	21
定年退職見込数	12 (12)	7 (14)	9 (12)	3 (8)	8 (16)	39 (62)
合 計	24	20	22	16	23	105

14年度の数字及び定年退職者数の( )内の数字は実数である。

勸奨退職者等の退職手当の推移

(単位:千円)

年 度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
財政再建計画(案)		405,605	518,816	347,307	259,534	485,442	2,016,704
第二次財政再建計画(案)		795,927	561,618	589,281	423,303	622,240	2,992,369
内 訳	定年退職	394,724	221,304	248,967	82,989	221,304	1,169,288
	勸奨退職等	401,203	340,314	340,314	340,314	400,936	1,823,081

退職手当1人当りの見込額については、過去5年間の平均額として、定年退職1人当り、27,663千円、勸奨退職1人当り、30,311千円、自己都合退職1人当り、13,503千円とした。これにより、退職手当の見込額は、財政再建計画(案)に比して、9億7,566万5千円の増となる。

4 勸奨退職制度の見直し

勸奨退職時期を確定することにより、退職手当と給与費の削減を図るとともに、新陳代謝の更なる促進を図る。

制度見直しによる給与の削減

(単位:千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	24,738	16,361	16,041	16,201	17,921	91,262

## 旅費条例の見直し

### (事業の概要)

公務のため出張する職員及び職員以外のものに対して、旅費を支給する。

### (事業実施への考え方)

泉大津市職員旅費条例に基づき支給している特別車両料金(グリーン料金)及び日当の見直しを図る。

大阪府内については、既に日当を廃止しているが、その範囲を畿内(二府五県)に拡大する。

グリーン料金については廃止とする。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額		465	465	465	465	1,860



## 事業会計への繰出金の見直し

### 1 病院事業会計への繰出金の見直し

#### (事業の概要)

地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)に基づき、法で定める経費のうち繰出基準による一般会計からの繰出し。

#### (事業実施への考え方)

財政再建計画(案)において対応することとした人件費の抑制に係る措置、また、新たな給与等の削減措置を講じることにより抑制される人件費に係る繰出金の削減を図る。

### 2 下水道事業会計への繰出金の見直し

#### (事業の概要)

繰出基準に基づき、一般会計から下水道会計への繰出し。

#### (事業実施への考え方)

大阪府財政健全化資金貸付金(市町村施設整備資金特例借換措置)を活用することにより、軽減を図ることが可能な公債費に係る繰出金の削減を図る。

また、財政再建計画(案)において対応することとした人件費の抑制に係る措置及び新たな給与等の削減措置を講じることにより抑制される人件費に係る繰出し金の削減を図る。

(縮減見込額)

(単位:千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
病院事業会計への繰出し	24,263	39,155	39,377	39,607	39,843	182,245
下水道事業会計への繰出し	8,379	33,252	31,971	31,068	29,411	134,081
合 計	32,642	72,407	71,348	70,675	69,254	316,326

## 土地開発公社経営健全化計画の見直し

### (事業の概要)

平成12年に総務省の土地開発公社健全化対策措置に基づき、長期保有土地の縮減等土地開発公社の経営健全化を図ることを目的に、平成13年6月1日に大阪府から「土地開発公社経営健全化団体」の指定を受け、平成13年度から平成17年度までの5年間で、平成11年度末の土地保有高111億円のうち、65億円を買い戻し、土地保有高を46億円まで下げることとした。

(単位：億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
当初保有高	111	108	98	86	75	60
買い戻し額	3	10	12	11	15	14
年度末保有高	108	98	86	75	60	46

平成12年度は先行して土地開発基金による買い戻しを行っている。

### (事業実施への考え方)

土地開発公社の経営健全化計画を着実に推進することが設立団体の責務であると考え、一般財政の状況は健全化計画の策定時に比べ、市税や地方交付税の減少など予測を超える厳しい状況となり、計画どおりに買い戻しを進めることは、後年度の財政負担がさらに一般財政を圧迫することとなるため、平成15年度において計画の停止をするものである。今後の健全化に向けては、第二次財政再建計画(案)の推移を見極めつつ対応するものとする。

(単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
縮減見込額				26,208	56,713	82,921

## 口座振替郵送料の見直し

### (事業の概要)

市税の口座振替納付者に対し、口座振替済通知書を送付している。

### (事業実施への考え方)

市税の口座振替納付者に対する口座振替済通知書の送付回数の削減を図る。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額		600	600	600	600	2,400

## 下水道整備に伴う低効率補助金の見直し

### (事業の概要)

公共下水道整備地区内においては、汲み取り世帯が点在しているため汲み取り作業の効率低下に対する業者補助金。

### (事業実施への考え方)

「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する要綱」により引き続き業者の育成、経営基盤の安定化を図りつつ、下水道整備に伴う低効率補助金を平成14年度から段階的に削減を図る。

(単位:千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	737	1,473	2,946	4,418	5,891	15,465

## 一般家庭ごみ収集委託料の見直し

### (事業の概要)

一般家庭ごみの収集業者委託

委託内容 一般ごみ週2回・資源ごみ週1回・粗大ごみ電話申し込みで  
月2回の収集

### (事業実施への考え方)

清掃事業者の協力により、一世帯当たりの月額委託料と年末繁忙期に支給している委託料の減額を図る。

### (縮減見込額)

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
一般家庭ごみ収集委託料	10,789	10,789	10,789	10,789	10,789	53,945
年末繁忙期委託料	720	720	720	720	720	3,600
計	11,509	11,509	11,509	11,509	11,509	57,545

## ごみの減量化とごみ収集の有料化

### (事業の概要)

地球規模で環境保全への対応が求められ、その対応が大きな課題となっている。市民全体がこのことに貢献できる身近なものは、ごみの減量化を図ることである。

ごみの減量化については、今まで分別収集や半透明袋の採用などの取組を進めているが、なお、増加する傾向にあり、10年前に比べ約1.4倍、20年前と比べると約1.67倍に増加している。同時に分別、リサイクル、ダイオキシン対策等に係るごみ処理に要する費用が増大している。

従って、抜本的なごみ減量化方策を定めなければ、今後、環境保全と処理経費等が重大な課題となる。このため、両面に渡って大きな相乗効果が期待できるごみ収集の有料化を図る。

### (事業実施への考え方)

衛生委員会や自治会等を通じ、ごみ対策に関する現状について理解を得るための説明会、さらには、ごみ減量等推進員との協議などを行い、市民意識の啓発を含め合意形成を図るとともに、ごみの減量化とごみ処理経費の一部負担として粗大ごみ収集の有料化を実施する。

(単位：千円)

項目 / 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
歳入見込額 A		1,670	12,500	12,500	12,500	39,170
歳出見込額 B		10,121	4,875	4,875	4,875	24,746
A - B		8,451	7,625	7,625	7,625	14,424

## 泉大津市低公害車導入補助金の削減

### (事業の概要)

大気汚染とりわけ二酸化窒素に係る排出抑制対策を積極的に推進するため、塵芥収集車における低公害車の導入について補助する。

### (事業実施への考え方)

国・府が地球温暖化防止施策に積極的に取組み、各種の補助や税制面での軽減などの支援策を講じている中、本市においては、二酸化窒素抑制の重要性を認識し、各事業者に対して、塵芥収集車における低公害車の導入について理解を求めるとともに、導入時には補助を行ってきた。

平成 14 年度から補助金の 50%の削減を行い、補助金限度額を 30 万円とする。

(単位：千円)

年 度	1 4 年 度	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度	合 計
縮減見込額	600	600	600	600	600	3,000

## 業務の委託化

### 1 清掃・衛生業務の委託化

#### (事業の概要)

- 清掃 ・不法投棄処理 ・ごみの出し方、分け方啓発  
 ・自治会等清掃活動に伴うごみ処理
- 衛生 ・死獣処理等  
 ・ハエ、蚊駆除 ・セアカゴケグモ駆除  
 ・看板撤去 ・感染症消毒 ・災害時消毒等

#### (事業実施への考え方)

清掃・衛生業務の委託化を進めるとともに、し尿処理業者に対して、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する要綱」に基づく代替業務を段階的に委託しコスト削減を図る。

現在、直営で行っている死獣処理と看板撤去を委託する。

(単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
縮減見込額	6,157	6,157	6,157	6,157	6,157	30,785

人件費についての削減額は、人件費に見込んでいる。

### 2 ポンプ所運転管理業務の委託化

#### (事業の概要)

現在、市内3カ所小松、新川、八軒川各ポンプ所において、雨水の内水排除の運転管理業務を実施している。

#### (事業実施への考え方)

運転管理業務を委託することにより、コスト削減効果に加え、民間の持つ専門性、機動性等を活用することにより、安定した運転管理が図られることから委託化を推進する。

平成16年4月から3カ所のポンプ所を順次委託する。

なお、1カ所のポンプ所を拠点とし、一極集中管理システムを併せて検討する。

(単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
縮減見込額			9,929	9,929	9,929	29,787

人件費についての削減額は、人件費に見込んでいる。



## 民間参画事業の支援のあり方

### (事業の概要)

福祉施策等において、民間の事業参入等が種々展開されてきた。本市においても種々の事業が展開しているところであるが、こうした事業について、事業の立ち上がり支援を行うとともに、後年の事業実施過程において支援を行っている。

### (事業実施への考え方)

この民間支援については、事業実施の意思決定段階で種々の協議を行い公共と民間の役割を定め、確認しながら事業を進めているところであるが、既存の事業を含め、民間参画型の事業支援のあり方について見直すものとする。既存の事業については、事業開始時期から現段階において、事業が成熟化してきており、支援内容等、事業者と協議し具体化を図る。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	13,500	13,300	13,100	13,000	12,800	65,700

## さつき園のあり方

### (事業の概要)

在宅の心身障害者が通所し、就労訓練等により社会復帰の促進を図る。

泉大津市社会福祉協議会に管理運営を委託

(作業生 48名 ・ 園長以下指導員 14名)

### (事業実施への考え方)

平成15年4月に市内に民間の認可授産施設の開設により、さつき園については、廃園とし、現施設等は貸与による自主運営とする。

なお、新認可授産施設への支援については、建設補助金として一定の基準を制定し対応していく。

(単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
縮減見込額		38,467	19,983	19,983	19,983	21,482

## 医療制度改正に伴う乳幼児医療費助成

### (事業の概要)

就学前の乳幼児に対し医療費の個人負担分を助成する。

府制度 就学前の乳幼児の入院、食事療養費及び0歳・1歳(14年度から)の通院の個人負担分を助成する。(所得制限あり)

市制度 3歳未満で府制度以外の乳幼児の入院、食事療養費及び通院の個人負担分を助成する。

### (事業実施への考え方)

現在、大阪府制度対象外の乳幼児医療費助成を市単独事業として実施している。

財政再建計画(案)では、所得制限導入を検討していたが、大阪府においては制度の拡大が図られ、また、国においても少子化に伴う国の施策として、平成14年10月から医療制度の改正による乳幼児医療費個人負担分の軽減が検討されている状況にあるため、市単独事業の見直しについては、今後の国・府の動向を見定める必要がある。

平成14年10月からの医療制度の改正により、乳幼児医療費個人負担が3割から2割への軽減措置が図られることにより、これに準じて対応する。

(単位:千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
縮減見込額	10,000	30,000	30,000	30,000	30,000	130,000

## まちづくり事務所のあり方

### (事業の概要)

市内3カ所(戎町、二田町、助松町)にまちづくりの根幹的な拠点として建設したものであり、このまちづくり事務所の賃貸借については、平成8年9月から平成15年8月までの7カ年で賃貸借するもので、これに対する賃貸借料の支払いは、平成15年8月で終了するものである。

年間の維持管理経費(3箇所分)として、光熱水費等約650千円、機械警備委託料661千円が必要となっている。

### (事業実施への考え方)

まちづくり事務所のあり方については、利用者団体を中心に呼びかけ、管理・運営等について検討会議の中でその具体策を検討する。

平成15年度から、機械警備委託料の削減を行う。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額		661	661	661	661	2,644

## 高齢者就労事業の見直し

### (事業の概要)

市内の公園において除草、低木の剪定、公園の清掃等の維持作業を実施している。

### (事業実施への考え方)

平成12年度に定年制を導入したことにより、年次的には就労者が減少していくものであるが、前倒しを目標として、合理化を図る。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	5,822	1,990				7,812

## 南海中央線北伸事業

### (事業の概要)

南海中央線は、都市の骨格となる広域幹線道路として国が定める新道路5ヵ年計画に基づき重点的に整備推進すべき事業として位置付けられ、事業認可を取得している。

#### 事業内容等

- ・延長 1,104m ・幅員25m ・収容予定面積 約22,976㎡
- ・補償 約54件
- ・事業認可期間 平成11年12月17日～平成18年3月31日

### (事業実施への考え方)

本事業については、都市基盤整備の根幹をなす事業であることから、その必要性、緊急性を考慮し、また法規法令に応じた対応も必要であり、財政状況等を見定め事業を進めていくものとする。

#### 極力抑制

今後の進め方としては、事業の極力抑制の方向を示してきたが、この度極力抑制の範囲を明確にすることとし、補助基本額をベースに最小限の範囲で推移させることとする。

これは、平成12年度から14年度までの土地開発公社の先行取得分の買戻しを中心に、交渉熟度の高いものから継続する。

#### 一層の優先順位の選定

事業の効果を高めるため、これまでも事業区間を3工区に分割し着手することとしていたが、一層の優先順位を選定する必要がある。

その方針としては次のとおり

- ・交渉熟度に応じた優先順位の選定
- ・事業地の活用形態による優先順位の選定
- ・想定される買収額による優先順位の選定(最小額のものから)

優先順位を選定にあたっては、客観性を有する方策を検討する必要がある。

#### 一般財源の推移

(単位：千円)

項目/年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業費	316,913	304,091	120,480	110,640	160,580
一般財源	7,913	491	18,380	16,540	23,280

事業費支弁人件費は含まない。

## 幼稚園 3 歳児保育補助教員の見直し

### (事業の概要)

3 歳児の年齢的発達特性により、危険を予測したり回避したりする能力が、十分発達していないため、4 , 5 歳児とは異なる教育的配慮と安全性の確保の観点から、1 園 2 学級に 1 名の補助教員を配置している。

### (事業実施への考え方)

園における安全性確保のための保育、組織体制の見直しを図り、1 5 年度から補助教員の配置を 4 月から 1 0 月末までの配置とする。

(単位：千円)

年 度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	合 計
縮減見込額		4,320	4,320	4,320	4,320	17,280

## 織編館の見直し

### (事業の概要)

本市は、江戸時代の木綿や真田紐に始まり、明治の中頃牛毛布第一号が生まれ、幾多の変遷を経ながら、毛布については全国生産の98%のシェアを誇ってきた。

その中で、泉大津市立織編館は、繊維、民俗等に関する資料を収集、保管し、また展示し、市民の学習及び交流を促進するとともに、芸術性と美術感覚を養成する場を提供し、市民の文化的向上に資するため、平成5年4月に開館し事業展開している。

### (事業実施への考え方)

織編館は、現在大阪繊維リソースセンターの2階にテナントとして入居していることから、委託内容の見直しにより経費削減を図る。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	857	857	857	857	857	4,285



## 池上曽根弥生学習館の見直し

### (事業の概要)

史跡池上曽根遺跡を保存するとともに、体験学習や研修を通じて、弥生時代の生活と文化を学び市民の学習と交流を図る。

### (事業実施への考え方)

池上曽根弥生学習館の管理運営は、本市と和泉市で運営する池上曽根史跡公園協会に委託しているが、管理運営内容の協議を行い委託料の見直しを図る。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
縮減見込額	4,623	4,851	5,083	5,318	5,318	25,193

## 企業誘致促進に関する条例による財源の確保

### (事業の概要)

市の臨海部に企業立地を促進するために必要な奨励措置を設けることにより、新たな財源の確保を図る。

### (事業実施への考え方)

平成13年10月に泉大津市企業誘致促進に関する条例を制定し、本市の誘致地域に事業所を新設又は増設する企業に対し、その初期投資を軽減するため、奨励金交付措置を講ずることにより、企業誘致の促進を図る。

(単位：千円)

区分/年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
歳入見込額 A		15,652	36,652	36,652	36,652	125,608
歳出見込額 B (奨励金)			7,826	18,326	18,326	44,478
A - B		15,652	28,826	18,326	18,326	81,130

## 普通財産の有効活用と処分

### (事業の概要)

未利用地の売却を中心とした全庁的な公有財産の利活用と売却処分

### (事業実施への考え方)

現在、行政財産となっている公有財産についても、その必要性を検証し、不用なものについては普通財産化し、売却処分等を行う。

売却予定地は、旧消防長公舎跡地、旧消防職員公舎跡地、旧上条保育所跡地、板原区画整理残地、土木課分室廃止による跡地の5件の土地を処分対象とする。

なお、価額については、固定資産税評価額に準拠したものである。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
歳入見込額	25,900	101,100				127,000

## 土地開発基金条例の廃止

### (事業の概要)

事業の円滑な実施を図れるよう、公共用地を先行取得するための資金として土地開発基金を設置

### (事業実施への考え方)

公共用地の先行取得は、土地開発基金・土地開発公社及び土地取得事業特別会計によって行っているが、土地開発基金の現金残高も少ないことから、現在ではそのほとんどを土地開発公社で行っている。

これは、土地開発基金は一般会計からの繰出金を資金として、用地取得をすることになっていることに起因している。

今後も公共用地の先行取得については、土地開発公社又は土地取得事業会計によって、十分その機能が果たせるものと考えられる。従って、土地開発基金条例を廃止することとし、現金残高を一般会計に繰り入れることとする。

(単位：千円)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	合 計
歳入見込額	58,000					58,000

## 減免制度の見直し（税減免制度の見直し）

### （事業の概要）

泉大津市市税条例等に定める市税の徴収

### （事業実施への考え方）

泉大津市市税条例に定める減免の対象の見直しを図る。

条例第35条にかかる固定資産税の減免のうち第1項第5号特別の事情がある者の減免の見直しを行う。

（単位：千円）

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
歳入見込額	7,188	15,659	15,659	15,659	15,659	69,824

## 社会教育施設各種講座の有料化

### (事業の概要)

住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、市民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う。

### (事業実施への考え方)

南・北公民館、勤労青少年ホームで行っている主催講座のうち、高齢者対象やボランティア養成講座等を除き、1講座1回につき100円を徴収する。

(単位：千円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
歳入見込額	227	227	227	227	227	1,135

## 業務の委託化

### 1 道路・水路維持等にかかる業務の委託化

#### (事業の概要)

道路・水路等を定期的に巡回・点検するとともに、破損箇所の応急措置及び補修、清掃を行う。また、降雨が予想されるときスクリーンの清掃等、浸水の防除を行う。

道路・水路等で発生する緊急措置の対応を図る。

#### (事業実施への考え方)

本事業については、緊急対応が必要となる業務であり職員退職時には、再雇用、委託化も含めて検討を行い経費の節減を図る。

### 2 学校園にかかる業務の委託化

#### (事業の概要)

人 員	小学校	9人(内嘱託員3人)
	中学校	3人
	幼稚園	8人(内業務委託1人)

業務内容 (1) 学校園の環境整備  
ごみの焼却作業、簡易な営繕作業  
(2) 学校園の運営に関する職務  
校園門の開閉作業  
文書物品の受領、連絡等  
その他、体育祭や台風などの際の対応

#### (事業実施への考え方)

各校園の校務員が退職した場合には、委託化や嘱託化を進めていく。

### 3 学校給食業務の委託化

#### (事業の概要)

小学校9校において給食事業を直営方式で実施している。

正職24名 臨時調理員12名 嘱託1名

#### (事業実施への考え方)

給食事業においては、平成16年度を初年度とし、順次、現調理員の配置を考慮しながら委託化を推進する。

## 市民との協働について

### （事業の概要）

これまで形成されてきた社会環境やライフスタイルの変化に伴い、行政を取り巻く環境も大きく変化している。これまで行政が中心となって担ってきた既存の公共サービスについて、公民の役割分担の観点から見直し、新たなスタイルのサービス提供が求められるとともに、その取組が進んできている。市民との協働の促進は、市民が個性を生かし、自発的な社会活動への参加とコミュニティへの関りを実現することが可能となる。

併せて、仕組みづくりの段階では、大きな財政効果が生じるものではないが、将来にわたって、中長期的な視点からは、行財政運営の効率化を見込むことができるものであることから、市民と行政との協働への取組を進める。

### （事業実施への考え方）

市民と行政との協働を促進するため、庁内の推進体制として平成14年1月に「市民との協働推進専門部会」を設置し、協働を促進する仕組みづくりの基本となる指針を作成することとしている。

指針の作成に当たっては、市民等の立場から行政との協働を考える視点も必要となることから、平成14年7月に公募による市民、職員並びに市民団体等で構成する「泉大津市市民協働促進検討会」を設置し、本年度中に提言を受けける予定であり、これら提言等を参考として本市における市民との協働促進に関する指針の作成を行うものである。

そして、市民及び職員の協働意識の醸成を図りながら、指針に基づく協働によるまちづくりを目指すものである。



## 各種公共施設（館・公園・みち等）の管理・運営のあり方

### （事業の概要）

各種公共施設の管理・運営については、各施設によって事情、形態に差異はあるものの、今般の厳しい財政状況のなかでは、従前にも増して効率的・効果的な管理・運営を行う。

### （事業実施への考え方）

「住民自らの“まち”を住民自らがつくりあげる」ということを前提に、地域住民や施設利用者の参画による自主運営など、一層開かれた施設の管理・運営について見直しを図ることとする。

## 1 老人集会所のあり方

### （事業の概要）

老人集会所については、高齢者の文化活動や創作活動を通じた生涯学習の機会創出と社会参加など、高齢者の地域活動の基盤となる老人クラブ活動を促進し、老人福祉の向上に資するため、昭和42年の穴師長寿園を始めとし、平成6年整備の北豊中長寿園まで、市内13ヵ所の老人集会所を設置し、高齢者の活動の場として、その役割を担ってきた。

### （事業実施への考え方）

これまで、施設の整備形態や提供のあり方については、様々な形態があるが、本施設については大半が築後30年前後を経過している状況にあり、施設の意義や有効性などについて、早急に見直しを行う必要がある。

そこで、本集会所の設置、役割の主旨を十分認識したうえで、今後、類似の公共施設の状況や利用状況等を勘案し、施設の存廃、有償貸与、また自治会や老人クラブによる自主管理運営等を含め、管理・運営体制のあり方の見直し及び地域への提供についての具体的な取組を進める。

## 2 南・北公民館の自主運営

### (事業の概要)

公民館は文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化や、社会福祉の増進に寄与するものであり、生涯学習提供の場として中心的役割を果たしている。

### (事業実施への考え方)

公民館の設置目的に沿った有効活用に資するため、当面は、嘱託等を活用しながら、運営面についてどの程度協力が得られるか、クラブ連絡会等と協議を行う。

クラブ連絡会による公民館自主運営化により、地域住民の連携強化及び市民との協働を推進する。

## 各種使用料、手数料の見直し

### （事業の概要）

手数料は、市が特定人のため何らかの便益を与えることによる特定人の受益に着目して、その事務のため市が支弁する経費の全部または一部を応益的に負担していただくものであり、一定期間において見直しを行うものである。

### （事業実施への考え方）

今後、標準事務にかかる手数料については、3～5年間の物価上昇率等や普通交付税の単位費用の算定に用いる給与費等統一単価を用いて計算した人件費及び所要の物件費を積算したコスト計算を踏まえ見直しを図るものとする。

## 保育所のあり方

### （事業の概要）

泉大津市保育計画の理念と基本方針に基づき、保育所のあり方を見直すものとする。

### （事業実施への考え方）

保育計画に基づき、新しい時代にふさわしい保育所と多様な保育ニーズに応えるとともに、待機児童の解消を図るために、保育所のあり方について、その方向性を具体的に定める必要がある。

- ・全体的に待機児童がある中で、一部、公立保育所において定員に満たない保育所があり、公立保育所のあり方を見直す。
- ・待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応するため、官民連携と協調のもとに役割分担を図り、公立保育所の統合と民営化を進める。
- ・保育所運営の合理化を図り経費の縮減を図る。

### （実現化方策）

保育所のあり方については、多様かつ種々の課題等があり、既に担当部局内で検討委員会を設置し検討しており、事業実施への考え方についての実現化方策など別途に実施計画を策定し、実現化を図るものとする。

財政再建計画（案）においては、保育所の民営化として平成15年度から縮減額を見込んでいるが、事業実施への考え方に基づき計画を進めていくには、多くの課題に対応しなければならない。また、単発的な見直しではなく、全面的な保育所のあり方について検討することとする。具体的な方向性を含めた実施計画を策定するためには、多くの時間を要することから、財政再建上はその進捗状況を踏まえ、計画に加えるものとする。

従って、第二次財政再建計画（案）上の収支見通しでは留保する。

## 公立幼稚園の統廃合

### (事業の概要)

市内に8幼稚園を設置し、園児数1,434人(14年度)が就園している。

### (事業実施への考え方)

幼稚園の統廃合について、財政再建計画(案)では、計画期間中に統廃合を検討実施するとなっていたが、平成15年度以降も園児数の推移はほぼ横ばいと見込まれる。

このことから、統合による大規模園化とそれに起因する園児の安全管理、また、教室の不足や園庭の狭隘化などの諸問題が生じるため、財政再建期間中の公立幼稚園の統廃合は困難である。

従って、今後においては、各園の園児数予測と地域環境や施設の状況、保護者及び住民の意識等を踏まえ検討する。その場合、近接する園の統合により将来的にも適正な規模が維持できると判断した時は、統廃合を進める。

### ・園児数の推移

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
園 児 数	1,353人	1,434人	1,442人	1,444人	1,444人

### ・幼稚園の規模

泉大津市	1園当たり	179.2人	学級数	7学級
府内平均(公立)	1園当たり	91.6人	学級数	3.4学級
(私立)	1園当たり	238.3人	学級数	8.8学級

## 財政再建計画（案）に掲げた次の事項について

- 1．財政再建計画（案）に掲げたが、事業の凍結等によって財政支出を抑制する項目
  - （１）周年記念事業の当分の間休止
  - （２）泉大津中央線整備事業の凍結
  - （３）公営住宅建替事業の凍結
  - （４）市負担の多い府費事業の停止
  - （５）泉大津市駅西まちづくり事業及び浜街道整備事業の抑制
  - （６）直営施設の民営化にあたっての経営に係る補助金の不交付
  - （７）その他プラスチック収集業務の導入延期
  
- 2．財政再建計画（案）に掲げたが、事業の見直しによって歳入効果が薄れる、また、歳入歳出に影響を来たさないものなど、見直しの効果が表れないため、次の項目については現行制度による。
  - （１）中小企業事業斡旋融資預託金
  - （２）繊維関係団体等事業融資預託金
  - （３）勤労者住宅資金等預託金
  - （４）公営住宅使用料の見直し
  - （５）福祉農園の有料化
  - （６）法律相談の有料化

## 1 4 今後の財政運営について

### 1 財政運営の考え方

今後の財政運営は、本計画の歳入見込額を歳出限度額と定めるとともに、後年度の公債費の推移を踏まえた公債費比率及び起債制限比率の制限目標数値を設定し、単年度負担となる一般財源と後年度負担となる公債費を念頭に置き、各種施策の優先順位を整理し、効果的に実施することにより着実な財政運営を図る。

本計画における歳入歳出の各項目の増減率は、基本的には過去3年間の平均値や地方財政計画等を参考としたが、大幅な制度改正や特殊要因により、一時的な増減が大きい場合は、過去の平常な状態における推移を前提に推計した。なお、今後予想される制度改正については、現時点で改正等が確定しているものはその変更条件を考慮し、不確定なものは現行制度で推計した。

今後、国の制度改正等が確実に予測される場合は、国の動向を的確に把握し、本計画の歳入歳出見込みにおいて付した算定条件の見直しを行うとともに、毎年度の決算額が確定した時点で各事務事業の見込額の検証を行い、決算額が収支見通しと著しく異なるときは、その原因を徹底分析し、以後の推計方法に反映するものとする。また、市民の方々には財政運営の状況を広報紙、ホームページ等を通じ公表して行くものとする。

### 2 計画期間と目標数値

#### (1) 収支見通しの期間

本計画における収支見通しの期間は、平成14年度から平成18年度の5ヵ年計画であるが、平成15年度以降は、見通しの最終年度を1ヵ年延長し、常に5ヵ年の収支見通しを策定する。

#### (2) 目標数値

##### 実質収支不足の解消

平成18年度において、実質収支不足の解消を図る。

##### 経常収支比率の改善

平成18年度の経常収支比率を96.6%以下に改善する。

##### 起債制限比率及び公債費比率の抑制

公債費は年々増加する傾向にあることから、中長期的な視点にたち、起債制限比率及び公債費比率の抑制に努める。

### 3 当面の財政運営について

第二次財政再建計画（案）の着実な進捗を図りながら、公有地財産の活用等の臨時的な収入の確保や今後のさらなる事務事業の見直しにより、収支改善に努める。

勸奨退職手当及び普通退職手当については、過去5年間の実績値により、各年度12人～15人分を算入しているが、計画人数を超えた場合は、随時対応策を講じるものとする。なお、財源確保については、今後も引き続き大阪府に要請を続けていくが、困難な場合については、緊急的な措置として特定目的基金の活用、他会計からの借入れ等により対応する。

#### (1) 基金の活用及び廃止

現時点での収支見込みでは、基金の活用は必要不可欠であることから、土地開発基金の設置条例の廃止と一部基金の取り崩しにより、その活用を図る。

土地開発基金については、平成14年度に条例廃止することを前提に、基金の保有土地（簿価で約4億87百万円）の買い戻しを行い、条例の廃止後、土地売り払い代金と現在基金が保有する現金約58百万円とを一般会計に繰り入れるものとする。

また、基金の取り崩しにより、平成15年度に1億65百万円、平成16年度に2億60百万円、平成17年度に1億50百万円を歳入として算入しているが、具体的な活用については、今後の財政状況を見極めつつ対応するものとする。

なお、「交流とふれあいのまちづくり基金」2億57百万円については、市税、地方交付税、退職手当等に不足額が生じた場合の緊急措置用の留保財源とするため、計画に算入しないこととした。

#### [ 特定目的基金の活用 ]

(単位：百万円)

基金種類	活用可能額	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
土地開発基金	58	58				
深喜人材基金	165		165			
福祉基金	369			260	109	
公園墓地基金	41				41	
交流とふれあい基金	257					
	890	58	165	260	150	



## (2) 公債費の抑制について

第二次財政再建計画（案）においては、実質収支不足の解消が第一義であることから、単年度財源不足額の一部を地方債の発行許可に求めていくこととなるが、後年度の公債費の財政負担の指数である公債費比率・起債制限比率等を勘案し、地方債の発行の抑制に努める。

現行の財政再建計画（案）に算入している土地開発公社経営健全化にかかる保有地の買い戻しについては、後年度の財政負担を勘案した場合、計画の変更をせざるを得ないと判断し、平成16年度・平成17年度の買い戻しを停止することとした。なお、今後の経営健全化に向けては、第二次財政再建計画（案）の推移を見極めつつ対応するものとする。

また、今後の予算編成にあたっては、事業別予算を中心とした査定制度を取り入れ、地方債の発行により財源の確保を行う場合は、後年度負担となる公債費の動向を見極めながら、事業の優先順位を決定することとする。特に、計画に位置づけされている事業にあっても、新発債の発行利率が急激に上昇する場合や財政措置の変更により地方債の発行額が増加する場合は、必要に応じて事業の見直しを行うものとする。

今後は、次の指数を制限目標数値と設定し、公債費の抑制を図るものとする。

公債費比率	17.4%
起債制限比率	14.9%

### [ 公債費比率の推移 ]

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
14.4%	14.9%	14.9%	14.8%	15.1%

### [ 起債制限比率の推移 ]

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
12.3%	12.2%	12.1%	12.3%	12.5%

### (3) 経常収支比率の縮減について

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標として、財政運営上非常に重要な指標である。また、府支援策を受けるために達成しなければならない条件でもあり、第二次財政再建計画（案）の最終年度である平成18年度には、平成12年度の経常収支比率である101.6%から5ポイント縮減した96.6%以下とすることを目標に経常的経費の削減を図ることとし見直しを行った結果、96.5%となる見込みである。

#### [ 具体的な縮減方策 ]

- ・大阪府の支援策により、公債費の削減を図る。
- ・職員数及び給与等の削減により人件費の抑制を図る。
- ・勸奨退職手当（臨時的経費）を計画的に算入することによる後年度の定年退職手当（経常的経費）の削減を図る。
- ・各特別会計等に対する繰出金については、繰出基準の見直し等により節減を図る。

#### [ 経常収支比率の推移 ]

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
95.6%	94.5%	95.3%	94.5%	96.5%

## 1.5 歳入・歳出の見込みについて

### 1 歳入

#### (1) 市税

##### [ 推計条件 ]

国の経済見通しを参考に、また過去のデータをもとに将来にわたる予測を行い推計した。

税制改正等がないものとした。

[ 基礎データは89頁参照 ]

##### 個人市民税

国の経済見通しと平成14年度の当初調定額を基礎に過去の実績、人口の伸び率、各種所得の金額、控除額並びに課税標準等から推計した。

6月の月例経済報告によると、景気は、依然として厳しい状況にあるが底入れしている。個人消費は横ばいで推移するなかで、一部に底固さもみられる。また、先行きについては、輸出の増加や在庫調整が概ね終了していることの影響が、今後経済全体に波及していくなかで、景気は持ち直しに向かうことが期待される一方、依然厳しい雇用・所得環境などが、今後の最終需要を下押しする懸念があるとしている。

今後も、総じて所得の大幅な伸びは期待できないことや、急激な景気の回復する兆しも見あたらず、平成14年は所得の大幅な落ち込みが考えられることから、平成15年度を最低額と見込んだものであるが、平成16年度以降については、国が最優先課題として取り組んでいる構造改革の成果を期待し、弱いながらも徐々に回復するものとした。

##### 法人市民税

法人市民税は、景気が依然として厳しい状況にあり、輸出・生産が大幅に減少し、企業収益、設備投資の減少が続いてはいるが、6月の月例経済報告の企業収益によると下げ止まりの兆しが見られるとしている。

今後は各企業の事業収益が回復するまで多少時間がかかるものの、業種によっては不況下での業績の強さを見せている企業（医薬品関係）もあり、平成14年度を底とし平成15年度以降は徐々に景気が回復するものとして、上積みを見込むものである。

## 固定資産税

平成14年度は、土地は時点修正による評価額の修正、並びに非住宅用地の税負担の調整措置による負担水準の上限が引き下げられたことにより減額となった。また、平成15年度も地価の下落は続くものと考え減収とした。平成16年度以降については、引き続き土地の下落傾向はあるものの新增築等を考慮し増収となるものとした。

## その他

滞納繰越分の収納については、ここ数年、減収傾向にあったが、徴収強化策を講じたことにより、16%台の収納率を確保することができた。今後もより一層の徴収強化策を実施することにより、収納率の維持・向上を見込むものである。

## (2) 地方交付税

### [ 推計条件 ]

地方交付税の総額（国予算額）は、前年度と同程度確保されるものとした。

平成15年度までの特別措置制度である臨時財政対策債については、平成16年度から基準財政需要額に振り替えられるものとした。

基準財政需要額の経常経費については、小中学校の児童数の増減等を見込むが単位費用は同額とした。

段階補正については、実態を反映した見直しを平成15年度から2年間かけて行った。

平成15年度に実施される種地改正については、前回（平成10年度）と同程度の影響額を見込んだ。

[ 基礎データは90、91頁参照 ]

### 基準財政収入額

基準財政収入額は、市税、地方消費税等の交付金、地方譲与税で算定される。その主な推計基礎となる市税の内訳は、市民税、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税の滞納分を除いた調定額である。市民税については、前年度調定見込額を、その他の税は当該年度の調定見込額を基礎数値とする。

### 基準財政需要額

各年度の基準財政需要額は次の条件により推計した。

#### [ 平成15年度 ]

地方交付税配分額の一部は平成14年度に引き続き臨時財政対策債へ振り替えられるものとした。また、病院会計及び下水道事業費の元利償還金の増減を見込んだ。さらに、5年毎に行われる種地改定が平成15年度において実施されることにより、前回平成10年度と同様の減額を見込んだ。

#### [ 平成16年度・平成17年度・平成18年度 ]

公債費の増に加えて、臨時財政対策債相当額が普通交付税に振り替えられることとした。

### (3) 譲与税・交付金

#### [ 推計条件 ]

利子割交付金は、一時的な増加現象があったため、過去データにと  
らわれず、見込額を推計した。

その他の譲与税、交付金については、伸び率を平均で2.2%程度  
とした。

利子割交付金については、高利率の郵便貯金の一斉満期を迎えたこと  
により、平成12～13年度においては大幅な増となったが、平成14  
年度は前年度比60%とし、平成15年度以降は平成11年度と同水  
準とした。

### (4) 国庫支出金

#### [ 推計条件 ]

現行の補助制度により推計した。

### (5) 府支出金

#### [ 推計条件 ]

府財政再建プログラムの見直し事項のうち、確定分については考慮  
し、その他は現行基準に基づき推計した。

病院振興補助金については、府財政再建プログラムどおり平成16年  
度に廃止した。

## (6) 市 債

### [ 推計条件 ]

市債発行利率は、政府資金及び府貸付金は1.9%、縁故資金は2.3%とした。

臨時財政対策債の発行は、平成15年度で終了するものとした。

大阪府貸付金については、弾力運用分を含めて、平成14～平成18年度までで総額14億92百万円の発行を見込んだ。

臨時財政対策債は平成13年度からの3年間の特別措置であり、平成13年度3億40百万円、平成14年度7億58百万円、平成15年度7億50百万円を見込み、平成16年度以降は普通交付税に振り替えた。

また、大阪府市町村施設整備資金貸付金は、平成15年度は投資的事業の見直しにより、その発行額を抑制することとした。

### [ 大阪府市町村施設整備資金貸付金 ]

(単位：百万円)

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
192	250	350	350	350

土地開発公社経営健全化分は除く。

## (7) その他

新設小学校建設に伴い、戎小学校跡地及び旧戎幼稚園跡地の処分益を見込んだ。

競艇事業収入は大きな景気回復が期待できないことから見込まないものとした。

## 2. 歳出

### (1) 人件費

#### [ 推計条件 ]

平成19年4月1日現在の職員数を500人とした。

定期昇給率は2%増とし、人事院勧告分については未算入とした。

退職者不補充による減額は退職者1人当たり10百万円を見込む。

退職補充を新規採用で対応した場合は、1人当たり5.2百万円を減額した。

勸奨退職者については、平成14年度11人分を算入し、平成15年度以降は、過去の実績を踏まえ、各年度8人～10人分を見込む。

普通退職者については、平成14年度1人分を算入し、平成15年度以降は5人分を見込む。

事業費支弁人件費については、性質区分上、投資的事業費に振り替えた。

職員数は、平成13年度退職者36人分については不補充とし、職員給与の削減については、期末手当0.55ヶ月分の削減額をはじめ、役職加算の凍結、住居手当等各種手当ての見直し分を算入した。さらに、平成15年度より給与の2%相当額の削減額を算入した。

時間外手当は、職員数の減、地方分権などの事務量の増加を考慮し、平成14年度以降2%の伸びとした。

職員人件費の内、事業費支弁人件費については、決算統計の分類基準に基づき、性質区分を投資的事業費の項に振り替えた。



## (2) 扶助費

### [ 推計条件 ]

現在、制度改正が確実視されるものについては、その条件により推計し、その他は現行制度にて推計した。

身体障害者福祉費のうち、障害者医療費助成については、毎年度 8 % の伸び率とし、知的障害者福祉費については、認可授産施設の整備に伴う所要額を措置し、これに伴うさつき園管理運営委託費及び福祉作業所補助金の見直しを行った。生活保護費は毎年度 4 % の伸びとし、老人福祉費では、在宅介護支援センター運営事業を 1 % の伸びと見込み、街かどデイハウス支援事業については、1ヶ所の増設分の所要額を見込んだ。

また、老人医療助成事業費については、平成 16 年度より府制度分のみとなるため減額分を見込んだ。児童福祉費については、乳幼児医療助成事業費の法改正に伴う減額分の算入と、児童扶養手当の支給事務の移管に伴う増額分、児童数の増に伴う民間保育所措置委託費の増額分を見込んだ。就学援助費については、小学校分で毎年度 8 % の伸び率を、中学校分で毎年度 5 % の伸び率を見込んだ。

### (3) 公債費

#### [ 推計条件 ]

償還期間は、現行制度に基づき推計した。

大阪府の支援策である特例借換措置及び弾力運用にかかる府貸付金を算入した。

起債制限比率の縮減を図るため、土地開発公社経営健全化計画の見直しを行った。

[ 基礎データは92頁参照 ]

土地開発公社経営健全化計画への対応については、後年度の公債費比率、起債制限比率を縮減する必要があることから、平成15年度で停止することとした。

なお、今後の土地開発公社経営健全化に向けては、第二次財政再建計画（案）の推移を見極めつつ、対応していくものとする。

### (4) 補助費等

#### [ 推計条件 ]

市立病院会計への繰出金については、救急医療分の減額をはじめ繰出基準の見直しを行った。

泉北環境整備施設組合への負担金については、焼却炉建替事業及び公債費に対する所要の措置のほか、維持管理費等の節減分を見込んだ。

市立病院への繰出金は、救急医療分の減額を算定し、人件費等に対する繰出基準の見直しを行った。また、泉北環境整備施設組合の負担金は、ごみ焼却炉建替事業の負担金を見込み、施設管理経費については、経費節減額を見込んだ。市税納期前納付報奨金制度については、平成15年度以降は廃止するものとした。

## (5) 物件費・維持補修費

### [ 推計条件 ]

平成13年度決算見込み及び平成14年度予算に基づき、極力抑制するものとした。継続的な委託経費等については、業務内容の見直し等を行い経費の抑制を図ることとした。

市民会館の運営経費を算入するとともに、空調設備の改良経費を算入した。

物件費は総額ベースにおいて、事務事業のさらなる見直しを行うことにより、平成18年度までには、平成14年度と比べ2%と推計した。

住居表示整備事業費は、平成16年度、平成17年度に算入した。また、庁内ラン整備経費については平成15年度から基本的な経費を見込み、住基ネットワーク関連経費は、平成15年度より住民基本台帳カードの発行にかかる経費を見込んだ。その他の主なものとして、幼小中のプレハブ賃借料、ポンプ場の民間委託経費等を算入した。

## (6) 投資的事業費

### [ 推計条件 ]

土地開発公社経営健全化のための用地買戻事業費については、平成16年度以降分は未算入とした。

新設小学校の建設事業費の算入とあわせて、戎・宇多小学校の改修費を減額した。

[ 基礎データは93頁参照 ]

南海中央線街路事業は平成15年度までに事業抑制に向けた取り組みを行い、平成16年度からは極力抑制の事業費の見込みとした。

新設小学校建設事業については、民間資金の活用により、再建計画期間内の収支に極力影響を及ぼさないこととして所要額を算入した。併せて、戎小学校施設の解体経費についても見込んだ。

事業費支弁人件費については、決算統計の分類基準に基づき、性質区分を人件費の項から投資的事業費の項に振り替えた。

## (7) 繰出金

### [ 推計条件 ]

各特別会計への繰出金の見直しを行った。

下水道特別会計への繰出金は、一定の期間削減するものとした。

各特別会計への繰出金については、各事業計画や繰出基準等に基づき繰出しを行ってきたが、各特別会計内においても経営健全化に努め、一般会計からの繰出金を抑制する。

下水道特別会計への繰出金については、本計画期間内において、毎年50百万円の削減を行うが、一般財政の運営の安定化が図れた時期から、削減額相当額を増額するものとする。なお、大阪府支援策に伴う公債費減額に係る繰出金の減額については、平成14年度～平成18年度で総額87百万円の減額分を算入した。

介護保険特別会計への繰出金については、平成15年度では、グループホーム事業の実施経費や利用者の増等により、対前年度7.1%の増額となるが、16年度以降は利用者の増分を平均3.9%を見込んだ。

## 16 普通会計収支見通し

(単位：百万円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市税	11,848	11,509	11,258	11,357	11,411	11,526
個人市民税	3,058	2,993	2,918	2,964	3,018	3,052
法人市民税	770	645	649	660	671	679
固定資産税	5,919	5,826	5,718	5,737	5,753	5,817
都市計画税	1,262	1,226	1,157	1,187	1,168	1,180
その他	839	819	816	809	801	798
地方交付税	3,521	3,599	3,829	4,671	4,633	4,551
譲与税・交付金	1,870	1,542	1,607	1,628	1,650	1,680
国庫支出金	2,398	2,451	2,725	3,289	2,810	2,946
府支出金	1,895	1,505	1,223	920	875	964
連立受託金	878	555	286	20	20	120
市債	2,359	2,610	2,818	1,462	942	1,093
その他	1,927	1,407	1,125	1,120	1,005	1,776
<b>歳入合計</b>	<b>25,818</b>	<b>24,623</b>	<b>24,585</b>	<b>24,447</b>	<b>23,326</b>	<b>24,536</b>
人件費	6,889	6,248	5,825	5,823	5,537	5,918
退職手当	1,022	796	562	617	430	622
扶助費	3,740	3,916	4,240	4,289	4,399	4,500
公債費	2,729	2,698	2,764	2,787	2,790	2,846
物件費	2,335	2,303	2,305	2,281	2,266	2,258
維持補修費	115	86	87	89	86	88
補助費等	2,638	2,450	2,493	2,705	2,679	2,722
病院会計繰出	742	647	604	675	683	691
泉北環境組合負担金	1,165	1,146	1,296	1,456	1,425	1,488
投資の事業費	3,684	3,335	2,637	2,375	1,469	1,675
連立事業費	1,473	903	620	776	776	993
新設小学校建設事業費	0	0	10	1,084	247	2
繰出金	3,170	3,373	3,499	3,584	3,648	3,670
下水道会計繰出	1,669	1,701	1,786	1,829	1,881	1,882
再開発会計繰出	68	220	261	255	250	239
介護保険繰出	392	407	436	453	470	489
積立金・貸付金	889	34	45	44	36	41
<b>歳出合計</b>	<b>26,189</b>	<b>24,443</b>	<b>23,895</b>	<b>23,977</b>	<b>22,910</b>	<b>23,718</b>
単年度歳入歳出差引額	371	180	690	470	416	818
実質収支	2,540	2,360	1,670	1,200	784	34
実質収支比率(%)	16.2	15.4	10.9	7.4	4.8	0.2

## 17 収支見通しの算出基礎データ

### 1. 市税の収納見込額

#### 第二次財政再建計画(案)

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	11,509	2.9	11,258	2.2	11,357	0.9	11,411	0.5	11,526	1.0
個人市民税	2,993	2.1	2,918	2.5	2,964	1.6	3,018	1.8	3,052	1.1
法人市民税	645	16.2	649	0.6	660	1.7	671	1.7	679	1.2
固定資産税	5,826	1.6	5,718	1.9	5,737	0.3	5,753	0.3	5,817	1.1
都市計画税	1,226	2.9	1,157	5.6	1,187	2.6	1,168	1.6	1,180	1.0
その他	819	2.4	816	0.4	809	0.9	801	1.0	798	0.4

#### 財政再建計画(案)

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	11,639	1.8	11,507	1.1	11,567	0.5	11,707	1.2		
個人市民税	2,970	2.9	2,918	1.8	2,952	1.2	2,994	1.4		
法人市民税	757	1.7	731	3.4	734	0.4	756	3.0		
固定資産税	5,856	0.7	5,838	0.3	5,866	0.5	5,929	1.1		
都市計画税	1,251	0.5	1,211	3.2	1,200	0.9	1,205	0.4		
その他	805	4.1	809	0.5	815	0.7	823	1.0		

#### 増減額

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	130	1.1	249	2.2	210	1.8	296	2.5		
個人市民税	23	0.8	0	0.0	12	0.4	24	0.8		
法人市民税	112	14.8	82	11.2	74	10.1	85	11.2		
固定資産税	30	0.5	120	2.1	129	2.2	176	3.0		
都市計画税	25	2.0	54	4.5	13	1.1	37	3.1		
その他	14	1.7	7	0.9	6	0.7	22	2.7		

## 2. 市税の調定見込額(普通交付税の基礎データ)

### 第二次財政再建計画(案)

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	10,389	2.1	10,186	2.0	10,132	0.5	10,207	0.7	10,339	1.3
個人市民税	3,101	3.5	3,042	1.9	2,965	2.5	3,012	1.6	3,067	1.8
法人市民税	781	2.5	648	17.0	652	0.6	663	1.7	674	1.7
固定資産税	5,864	1.8	5,859	0.1	5,878	0.3	5,895	0.3	5,961	1.1
その他	643	3.2	637	0.9	637	0.0	637	0.0	637	0.0

市民税は、前年度調定額とする。

### 財政再建計画(案)

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	10,549	0.6	10,429	1.1	10,378	0.5	10,449	0.7		
個人市民税	3,094	3.7	3,034	1.9	2,981	1.7	3,016	1.2		
法人市民税	799	4.9	760	4.9	734	3.4	737	0.4		
固定資産税	6,023	8.8	6,005	0.3	6,034	0.5	6,067	0.5		
その他	633	42.6	630	0.5	629	0.2	629	0.0		

### 増減額

(単位:百万円:%)

区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
市 税	160	1.5	243	2.3	246	2.4	242	2.3		
個人市民税	7	0.2	8	0.3	16	0.5	4	0.1		
法人市民税	18	2.3	112	14.7	82	11.2	74	10.0		
固定資産税	159	2.6	146	2.4	156	2.6	172	2.8		
その他	10	1.6	7	1.1	8	1.3	8	1.3		

### 3. 地方交付税の推移

(単位:百万円)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
基準財政需要額	経 常	8,880	8,825	9,321	9,353	9,373
	投 資	2,126	2,145	2,440	2,424	2,411
	公債費	1,377	1,431	1,486	1,493	1,509
	小 計	12,383	12,401	13,247	13,270	13,293
基準財政収入額	市 税	7,792	7,640	7,600	7,655	7,754
	譲与税等	1,364	1,312	1,356	1,362	1,368
	小 計	9,156	8,952	8,956	9,017	9,122
交付基準額	合 計	3,227	3,449	4,291	4,253	4,171
調 整 額		8				
普通交付税		3,219	3,449	4,291	4,253	4,171
特別交付税		380	380	380	380	380
地方交付税合計( + )		3,599	3,829	4,671	4,633	4,551
臨時財政対策債		758	750			
合 計 ( + + )		4,357	4,579	4,671	4,633	4,551

臨時財政対策債は平成15年度までとし、平成16年度以降は普通交付税に振り変わるものとした。



#### 4. 公債費(比率)の推移

(単位:百万円)

年 度	年度末現在高	当年度発行額	元 利 償 還 額			新設小建設 費の割賦額	公債費比率	起債制限比率 (3カ年平均)
			元 金	利 子	元利合計			
13年度	28,849	2,359	1,774	921	2,695		15.1	12.8
14年度	29,657	2,610	1,802	844	2,646		14.4	12.3
15年度	30,488	2,818	1,987	742	2,729		14.9	12.2
16年度	29,899	1,462	2,051	704	2,755		14.9	12.1
17年度	28,742	942	2,099	662	2,761	20	14.8	12.3
18年度	27,618	1,093	2,217	603	2,820	20	15.1	12.5
19年度	26,188	1,000	2,430	638	3,068	20	16.7	13.1
20年度	24,730	1,000	2,458	592	3,050	48	16.6	13.7
21年度	23,199	1,000	2,531	546	3,077	48	16.7	14.3
22年度	21,633	1,000	2,566	498	3,064	48	16.6	14.3
23年度	19,984	1,000	2,649	453	3,102	48	16.9	14.4
24年度	18,355	1,000	2,629	405	3,034	48	16.5	14.3
25年度	16,845	1,000	2,510	341	2,851	48	15.3	13.9

発行利率は政府資金及び府貸付金は1.9%、縁故資金は2.3%とした。

据置期間は政府資金及び縁故資金は3年、府貸付金は2年とした。

臨時財政対策債は、全額縁故資金とした。

一時借入金を除く。

平成19年度以降については次の推計条件により算出した。

・標準財政規模などは平成18年度数値を用いた。

・毎年度の発行額を10億円とし15年償還、うち3年据置、利率2%とした。

## 5. 主な投資的事業の推移

(単位:百万円)

事業名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
南海中央線街路事業	478	711	160	150	200
南海本線連続立体交差事業	903	620	776	776	993
新設小学校建設事業		13	1,080	263	20
小中幼施設整備事業	113	44	150	98	261
住宅改造助成事業	11	11	11	11	11
道路・交通・水路整備事業	78	92	92	92	114
市営住宅整備事業	67				
公社健全化対策事業	1,186	1,100			
土地開発基金用地買戻事業	487				
その他事業	12	46	106	79	76
合計	3,335	2,637	2,375	1,469	1,675
(うち一般財源)	833	227	351	514	403

事業費支弁人件費を含む。

## 6. 財政指数の推移

(単位:百万円,%)

項 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
歳入総額	25,818	24,623	24,585	24,447	23,326	24,536
(伸び率)	0.9	4.6	0.2	0.6	4.6	5.2
歳出総額	26,189	24,443	23,895	23,977	22,910	23,718
(伸び率)	0.5	6.7	2.2	0.3	4.5	3.5
単年度収支	371	180	690	470	416	818
(増減額)	265	551	510	220	54	402
実質収支	2,540	2,360	1,670	1,200	784	34
(増減額)	371	180	690	470	416	818
標準財政規模	15,692	15,337	15,294	16,143	16,186	16,244
(伸び率)	0.7	2.3	0.3	5.6	0.3	0.4
実質収支比率	16.2	15.4	10.9	7.4	4.8	0.2
(増減率)	2.5	0.8	4.5	3.5	2.6	5.0
公債費比率	15.1	14.4	14.9	14.9	14.8	15.1
(増減率)	0.4	0.7	0.5	0.0	0.1	0.3
起債制限比率	12.8	12.3	12.2	12.1	12.3	12.5
(増減率)	0.0	0.5	0.1	0.1	0.2	0.2
経常収支比率	99.7	95.6	94.5	95.3	94.5	96.5
(増減率)	1.9	4.1	1.1	0.8	0.8	2.0

の歳出総額については、前年度繰上充用金を除く。

、 の伸び率については、(当該年度÷前年度 - 1)×100で算出した。

、 の増減額については、(当該年度収支 - 前年度収支)で算出した。

～ の増減率については、(当該年度比率 - 前年度比率)で算出した。

## 18 第3次総合計画のあり方と財政再建計画との整合性

第3次総合計画における基本構想及び基本計画は、概ね平成22年度（2010年）を目標年次と定め、基本計画は必要に応じ、また実施計画も行政需要の動向や財政状況などに柔軟に対応させるため、毎年度計画の見直しを行うこととなっている。

現在、本市の最重要課題となっている財政再建計画を進めるため、総合計画の実施にあたっては、計画の長期ビジョンである基本構想は維持しつつ、基本計画及び実施計画の事務事業の見直しを行うなかで、財政再建計画との整合性を図りながら計画を進める必要がある。

このため、第二次財政再建計画（案）が平成14年度から平成18年度の5ヵ年計画であることから、再建計画期間までを総合計画の前期計画期間に位置づけ、また平成19年度から平成22年度までを後期計画期間とするものである。

総合計画の進行管理にあたっては、基本計画の施策体系を基盤にした事務事業の企画、実施を行うなかで、事務事業評価にはじまる行政評価システムを導入することにより、毎年度の事業結果を施策目的から評価し、次年度以降に反映するといったマネジメントが必要となる。そのため、行政評価に基づく優先事業を、予算措置など財政との連動を図りながら実施し、本計画を進めるものである。

## 19 計画の実現に向けて

我が国は、未曾有の景気低迷のなかで、社会経済情勢は極めて厳しい状況にあり、戦後50年余り続いた社会経済システムを構造的に改革することが、国・地方を通じて大きな課題となっている。

このような状況は、市税収入の低下や地方交付税などの依存財源が多く占めるなかでは行財政運営にも大きく影響するものとなる。一方では、今後の経済情勢や構造改革の動向が極めて不透明で、経済成長は望めるものではない。

従って、この計画は、5年間で実質収支不足の解消を図るとともに、基本的な財政運営の考え方としては、概ね10年間の視野に入れた計画とし、予想し難い今後の変動等に确实・的確な方向づけと対応を図るものである。その中では、とりわけ、財源の根幹である市税収入や地方交付税などの確に予想することが困難な状況が続くため、毎年度、財政動向等を見定めながら進行管理と時点修正、見直しを行いつつ慎重かつ確実に推進するものとする。

### 1 計画推進システムの確立について

確固たる自主再建に向け、行政が使命と責任を果たしていくため、財政再建推進本部のもと推進システムと進行管理システムの確立を図る。

### 2 実行へのプロセス

計画を着実に推進するため、計画項目において、必要に応じて実施計画を策定する。

### 3 行政評価システムの導入

行政評価システムについては、行財政運営の構造改革により、これまでも増して簡素で効率的・効果的な行政サービスの提供とともに、成果を重視した行財政運営、また行政サービスに対する市民満足度の把握、さらに市民参加の機会の拡充と行政としての説明責任を推進していくための有効的なツールとして、導入を図る。

導入にあたっては、内部評価から実施することとし、外部評価についても、その導入を検討していくものとする。

### 4 予算システムについて

予算編成に係る各事務事業の費用と効果、優先順位の比較等を行うため、事業別予算見積を査定の基本とし、所管課内における細部の事務事業の見直しを促進する。

## 5 人事システムについて

本計画を確実に推進するとともに、今後、地方公共団体を取り巻く情勢は一層厳しくなると予想される。こうしたことから効果的な行財政運営を実行していくため、さらなる職員の資質の向上を図っていくことは極めて重要であり、研修制度の見直し・充実、さらに人事評価制度の導入を図る。

また、勸奨退職制度のあり方や希望降任制度など各種の人事制度等の見直し、導入を計画的に行う。

## 6 組織のあり方について

組織機構については、スクラップアンドビルドを原則として、行政需要の変化に柔軟かつ弾力性のある対応を行うため、事務事業の根本的な見直しや委託化を推進し、組織の活性化を図るとともに定員管理の一層の適正化を図る。

## 7 市民の参加と協働について

厳しい財政状況のなかで、地方分権の時代に対応し財政再建を図るためには、市民の参加と協働が重要である。

行政改革推進委員会をはじめ、市民参加のあらゆる機会や会合を通じて理解と協力を得るよう努めるとともに、市民と行政の役割分担の明確化を図り、協働体制が取れるよう説明と参加の機会を図るものとする。

## 8 行政サービスについて

財政状況が厳しいものであっても、市民に親切かつ丁寧で分かりやすい対応を図るとともに、迅速性・利便性に配慮した行政サービスの提供を図る。

## 9 民間の参加と協働について

深刻な財政危機のなかで、地方分権、社会的要請と市民の行政需要の高まり、また、時代の要請によるまちづくりなど、多様な行政課題がある。

これらに対応し財政再建を図るため、公共と民間の秩序ある連携を確保し調和を図りながら、それぞれの機能と役割を明確にしたうえで、民間（P F、N P O、ボランティア等）の参加と協働を図る。

このような組織体制の立ち上げ、機会の提供や情報の集積など積極的に取り組み、単に行政経費の節減を試みるのではなく、その特性と機能が生かせるよう取り組むものとする。

## 10 国・府との連携の強化

財政の再建にあたっては確固たる自主再建であるが、このことを実現していくため、さらに国・府との連携の強化を図る。